

3.2.5 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

ア. 自然環境保全に係る指定地域等の状況

① 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

調査範囲における「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域は、図 3.2-22に示すとおり、「宮城県自然環境保全条例」に基づく丸田沢緑地環境保全地域がある。

なお、調査範囲には、自然公園、自然環境保全地域は存在しない。

② 鳥獣保護区

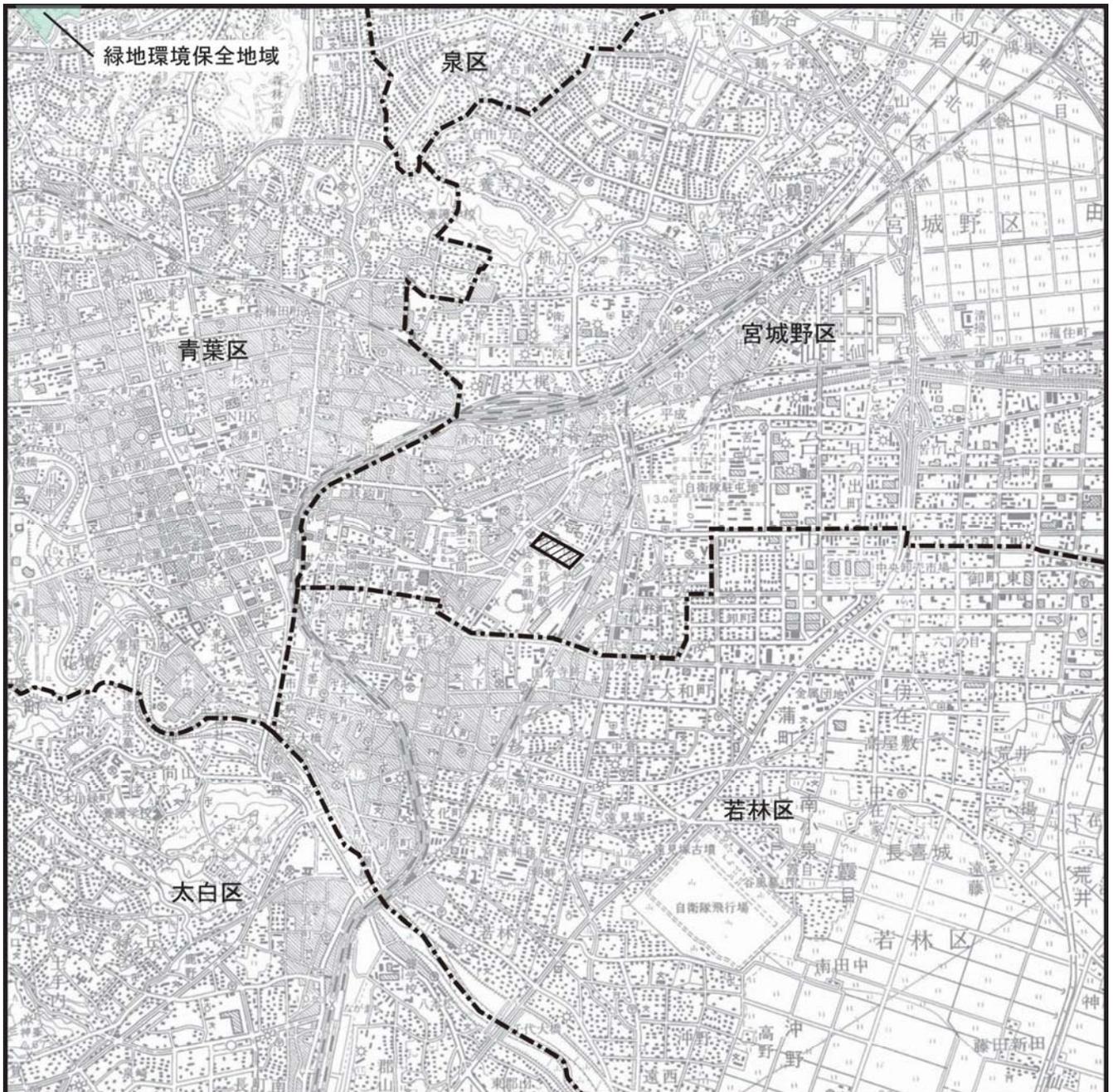
調査範囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2-33及び図 3.2-23に示すとおりである。

計画地は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区に指定されている。

表 3.2-33 鳥獣保護区・特別保護地区

名称	存続期間	面積	
		鳥獣保護区	特別保護地区
仙台	H34.10.31	15,019ha	—
青葉山		—	100ha

出典：「平成 24 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成 24 年 10 月 宮城県）



凡 例

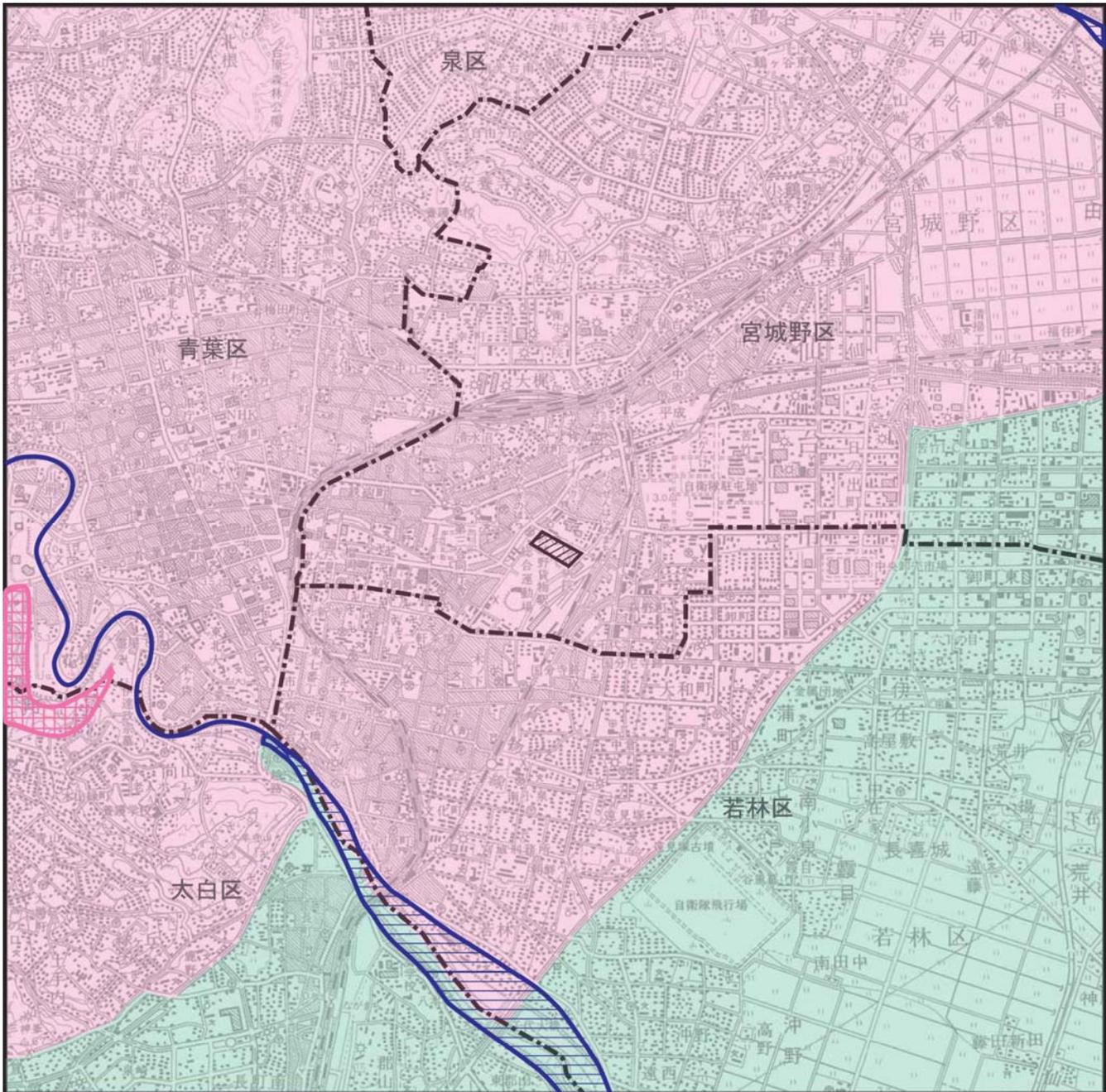
-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 緑地環境保全地域
(宮城県自然環境保全条例)

出典:「宮城県の自然公園・県自然環境保全地域」(宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/sizenkouen-sizen.html>

図 3.2-22 緑地環境保全地域



S=1:50,000
 0 500 1000 2000m



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 鳥獣保護区
-  : 特別保護地区
-  : 特定猟具使用禁止区域(銃)
-  : 指定猟法(鉛製散弾)禁止区域

出典：「宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成24年10月 宮城県)

図 3.2-23 鳥獣保護区等位置図



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

③ 風致地区，特別緑地保全地区

調査範囲における都市計画法に基づく風致地区，及び都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定状況は，表 3.2-34及び図 3.2-24に示すとおりである。

調査範囲では，「大年寺」，「八木山」，「愛宕山」，「霊屋」，「北山」，「台ノ原」，「安養寺」が風致地区に指定されている。特別緑地保全地区は，仙台市内では「蕃山」のみ指定されており，調査範囲では指定されていない。

表 3.2-34 風致地区・特別緑地保全地区

名称		面積	計画決定年月日	地区の特性
風致地区				
1	大年寺	67.2ha	S.45. 6. 9 県告 449 号	大年寺の歴史的人文景観及び野草園を核とする丘陵の自然景観
2	八木山	93.9ha		竜の口峡谷の豪壮な自然景観と八木山の赤松の美林
3	愛宕山	8.6ha		広瀬川の清流に望む愛宕山の自然景観
4	霊屋	10.6ha		伊達藩開府当時の藩公の寺とその周辺の杉巨木の自然景観
5	北山	13.3ha		由緒ある仏閣等を中心とする人文景観
6	台ノ原	3.2ha		市街地内では貴重なケヤキ等の自然景観
7	安養寺	68.1ha		旧市街地の周辺部に残された自然景観とキリスト教関係施設が集まった特殊人文景観
特別緑地保全地区				
	蕃山	約 81ha	H.9.6.20 県告 806 号	

出典：「仙台市都市計画総括図」（平成 24 年 11 月 仙台市）

④ 保安林

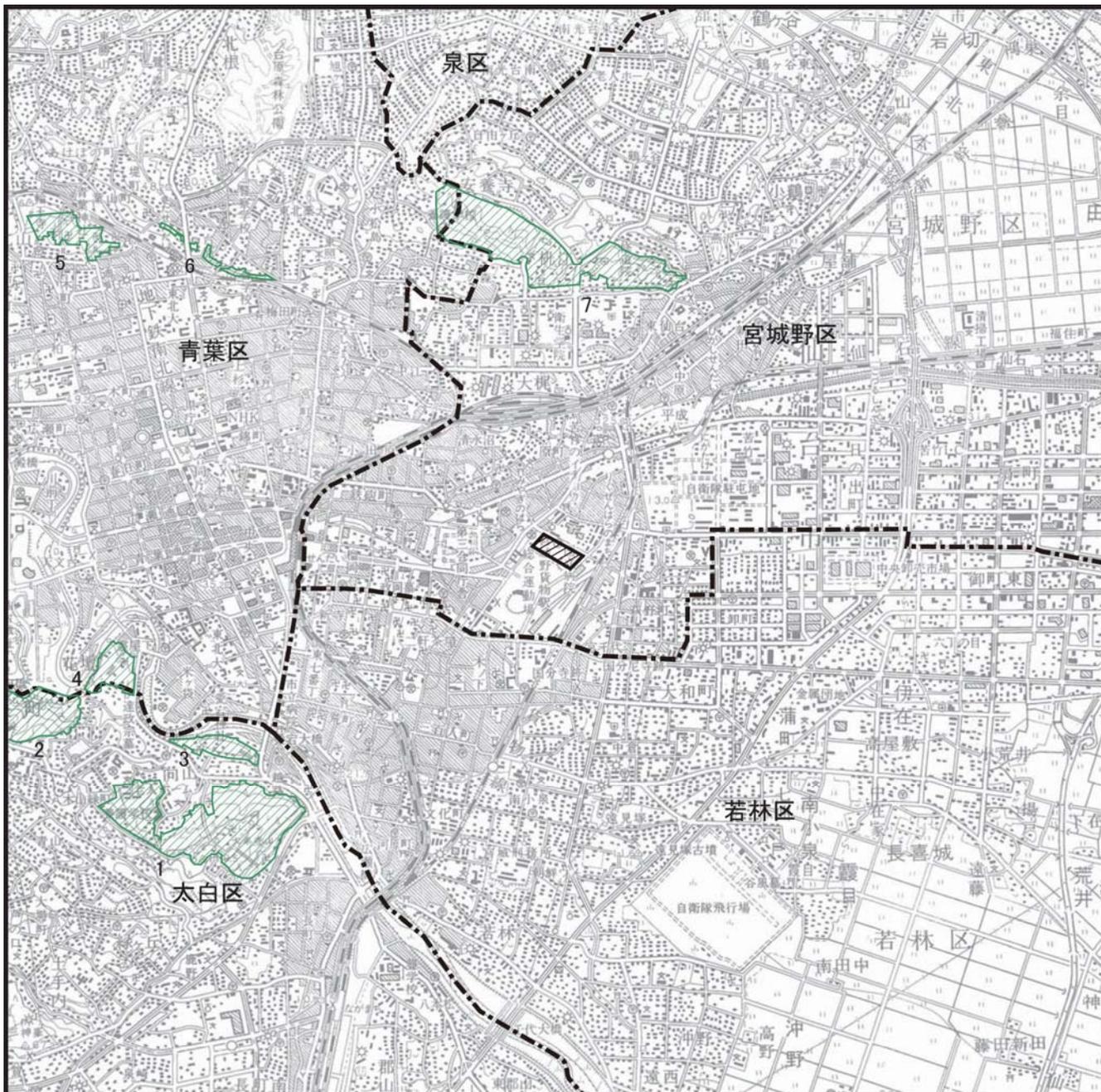
計画地周辺における森林法に基づく保安林の指定状況は，図 3.2-25に示すとおりである。調査範囲では安養寺，八木山が風致保安林となっている。

仙台市の保安林の種別及び面積等は，表 3.2-35に示すとおりである。

表 3.2-35 仙台市の保安林の種別及び面積等

名称	面積	備考
水源かん養	3411.87ha	山地一帯の森林
土砂流出防備	312.02ha	丘陵地緑辺の森林
土砂崩壊防備	18.30ha	山地や丘陵地の道路ぞいの急傾斜地等の森林
その他の保安林 〇は兼種分面積	493.11ha (352.56ha)	飛砂防備，防風，水害防備，潮害防備，干害防備，なだれ防止，落石防止，防火，魚つき，航行目標，保健，風致保安林の計

出典：「宮城南部地域森林計画書」（平成 22 年 12 月 宮城県）

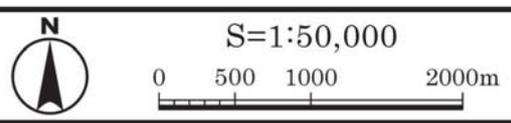


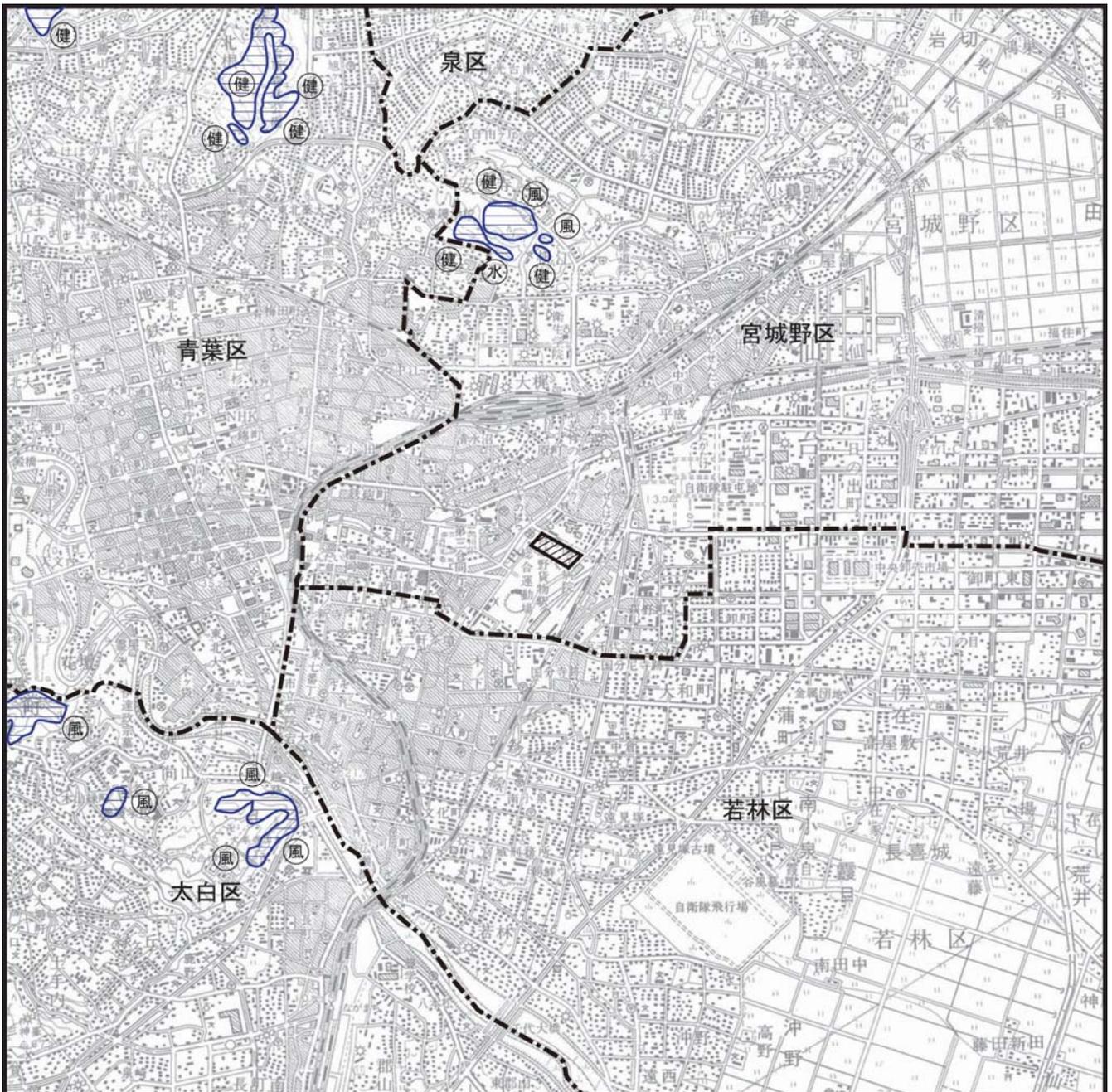
凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 風致地区(1~7)

出典:「仙台市都市計画総括図」(平成24年11月 仙台市)

図 3.2-24 風致地区





凡 例

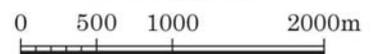
-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
- 保安林
-  : 水源かん養
-  : 保健
-  : 風致

出典：「仙台市森林図」(平成17年 仙台市)

図 3.2-25 保安林(森林法)



S=1:50,000



⑤ 環境保全区域・水質保全区域

仙台市では、市民共有の財産である広瀬川の清流を保全するため、昭和 49 年に「広瀬川の清流を守る条例」を制定し、昭和 51 年に広瀬川環境・水質保全区域を指定した。

調査範囲における環境保全区域及び水質保全区域の指定状況は、図 3.2-26及び図 3.2-27に示すとおりである。計画地は環境保全区域及び水質保全地域に指定されていない。

環境保全区域は、広瀬川の清流と一体性を持つ区域における土地利用等の形態の規制等によって環境を保全する地域であり、水質保全区域では広瀬川のシンボルであるアユが生息できる水質を条件とした規制がかけられている。

環境保全区域内における行為の制限、形態制限及び建築物の色彩の制限は、表 3.2-36、表 3.2-37及び表 3.2-38に、水質保全区域における水質管理基準及び許容負荷量は、表 3.2-39及び表 3.2-40に示すとおりである。

表 3.2-36 環境保全区域内の行為の制限

項目	内容
環境保全区域における行為の制限 (条例第9条 第1項)	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築物その他の工作物の新築，改築，増築又は移転 二 宅地の造成，土地の開墾，土石の採取又は集積その他土地の区画形質の変更 三 水面の埋立て又は干拓 四 木竹の伐採 五 動植物の保護に影響を及ぼす行為で市長が定めるもの 六 前各号に掲げるもののほか，自然的環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で市長が定めるもの

出典：「広瀬川の清流を守る条例」(昭和 49 年 9 月 28 日 仙台市条例第 39 号)

表 3.2-37 環境保全区域内の形態制限(建ぺい率)

用途地域	特別環境保全区域	第一種環境保全区域	第二種環境保全区域
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	30%以下	40%以下	50%以下
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	30%以下	50%以下	60%以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	30%以下	50%以下	60%以下
近隣商業地域	30%以下	60%以下	60%以下
商業地域	30%以下	60%以下	60%以下
準工業地域	30%以下	50%以下	60%以下
工業地域	30%以下	50%以下	60%以下
市街化調整区域	30%以下	40%以下	50%以下
備考	工作物の高さの限度： 10m	工作物の高さの限度： 市街化区域内 20m, 市街化調整区域内 10m	工作物の高さの限度： 20m
	敷地面積の30%以上の土地が環境保全のために植栽等の出来る敷地として確保できるもの(河川に接した土地では、これが河岸線に沿って確保すること)。		

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」(昭和51年4月8日 仙台市条例第39号)

表 3.2-38 建築物の色彩の制限

工作物の部分	色相	明度	彩度
屋根その他 これに類するもの	2.5R から 5YR の 範囲内であること。	明度の値に彩度の値を加えた値 が 10 以下の範囲内であること。	彩度の値に明度の値を加えた値 が 10 以下の範囲内であること。
外壁その他 これに類するもの	2.5R から 5Y の 範囲内であること。	—	2 以下であること。

※色体系は、マンセル色体系による。

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」(昭和51年4月8日 仙台市条例第39号)

表 3.2-39 水質管理基準

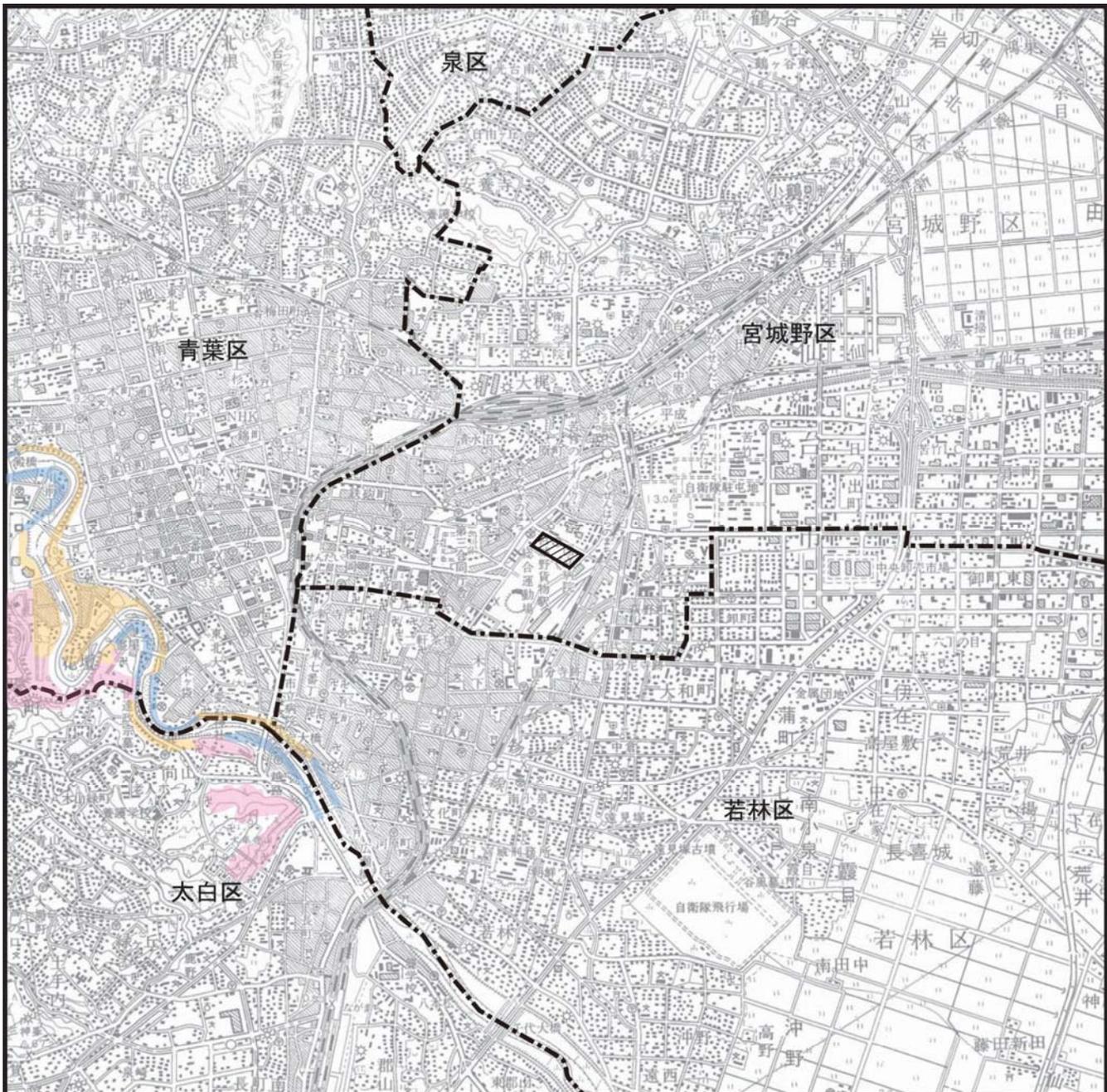
流域	区分	TOC(mg/L)
大倉川	一種	1 以下
鳴合橋より上流(大倉川を除く。)	二種	2 以下
鳴合橋より下流	三種	3 以下

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」(昭和51年4月8日 仙台市条例第39号)

表 3.2-40 許容負荷量

区間	許容負荷量 (一日当たりの TOC 負荷量)
大倉川(大倉ダム流出口より上流)	89.4kg
大倉川(大倉ダム流出口より下流)	23.8kg
鳴合橋より上流(大倉川を除く)	503.1kg
鳴合橋から郷六堰まで	355.6kg
郷六堰から牛越橋まで	51.3kg
牛越橋から愛宕橋まで	179.3kg
愛宕橋から名取川合流前まで	48.7kg

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」(昭和51年4月8日 仙台市条例第39号)



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 特別環境保全区域
-  : 第一種環境保全区域
-  : 第二種環境保全区域

出典:「広瀬川の清流を守る条例」(仙台市)
<http://www.city.sendai.jp/shizen/midori/keikaku/1123.html>

図 3.2-26 環境保全区域

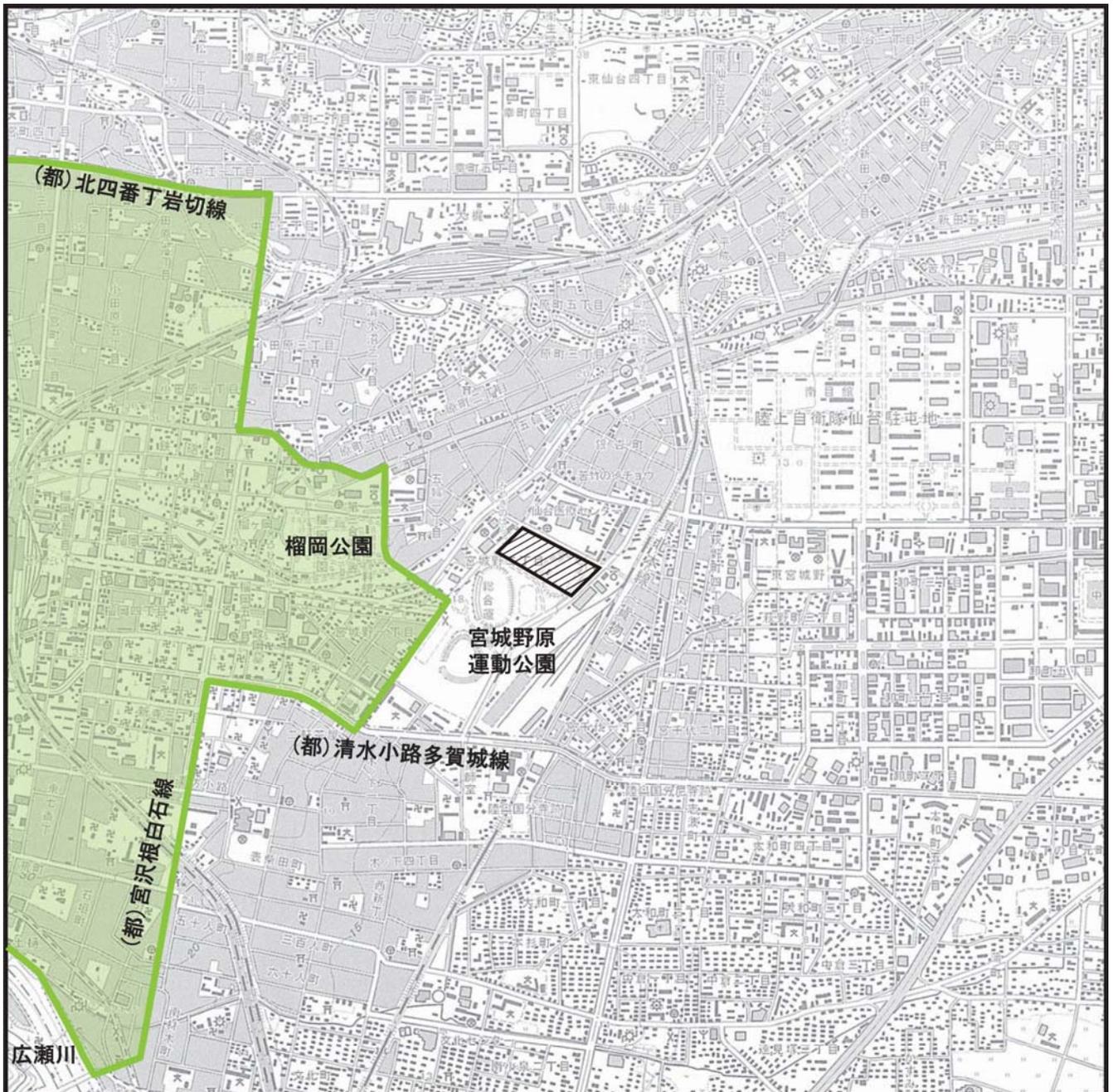


S=1:50,000
 0 500 1000 2000m

⑥ 緑化重点地区

調査範囲において、「都市緑地法」に基づく緑化重点地区（「仙台都心部緑化重点地区」、平成 18 年 3 月指定）が指定されている地区があり、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区とされている。計画地は緑化重点地域に指定されていない。

緑化重点地区の指定状況は図 3.2-28に示すとおりである。



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 仙台都心部緑化重点地区(約840ha)

出典:緑化重点地区(仙台市) http://www.city.sendai.jp/midori/1194299_2445.html

図 3.2-28 仙台都心部緑化重点地区



S=1:25,000
0 250 500 1000m

⑦ 保存樹木，保存樹林，保存緑地

調査範囲における，「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」，「保存樹林」，「保存緑地」の指定状況は，「3.1.4.生物環境－(1)植物－イ.その他事業の立地上配慮を要する植物」に示すとおりである。

イ. 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

① 大気汚染

a. 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3.2-41に示すとおりである。

なお、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）では、定量目標として、二酸化窒素について「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm(国の環境基準のゾーン下限値)以下であること」を目標としている。

表 3.2-41 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35µg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示 38 号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示 4 号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示 33 号）

b. 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」では、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこれらの基準を遵守しなければならない。

(粉じん)

物の破碎やたい積等により発生・飛散する「粉じん」に関して、人の健康に被害を生じる恐れがある物質である「特定粉じん（現在はアスベストを指定）」、それ以外の粉じんである「一般粉じん」について、表 3.2-42～表 3.2-44に示すように規制が定められている。

また、特定粉じん（アスベスト）が使用されている建築物等の解体、改造または補修する作業（「特定粉じん排出等作業」）に関して、表 3.2-45に示すような作業基準が定められている。

(ばい煙)

物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん（スス）、有害物質等の「ばい煙」に関して、表 3.2-46に示す「ばい煙発生施設」について排出基準が定められている。

表 3.2-42 粉じんに係る規制の種類

一般粉じんに係る規制	特定粉じん（アスベスト）に係る規制
破砕機や堆積場等の一般粉じん発生施設の 種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準	○発生施設 工場・事業場の敷地境界における大気中濃度の基準（1リットルにつき石綿繊維10本） ○排出等作業 吹き付け石綿等が使用されている建築物その他の工作物を解体・改造・補修する作業における集じん等の作業基準

出典：「大気汚染防止法」（平成22年5月10日 法律第31号）

表 3.2-43 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表第2の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力:50t/日以上
2	鉱物(含コークス。以下同じ。)及び土石の堆積場	面積:1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物, 土石, セメント用)	ベルト巾:75cm以上又はバケットの内容積:0.03m ³ 以上
4	破砕機及び摩砕機(鉱物, 岩石, セメント用)	原動機の定格出力:75KW以上
5	ふるい(鉱物, 岩石, セメント用)	原動機の定格出力:15KW以上

出典：「大気汚染防止法」（平成22年5月10日 法律第31号）

表 3.2-44 特定粉じん(アスベスト)発生施設

大気汚染防止法施行令別表第2の2の施設番号	特定粉じん発生施設	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力:3.7KW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力:2.2KW以上
5	研磨機	
6	切断用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス(断加工用)	
9	穿孔機	

出典：「大気汚染防止法」（平成22年5月10日 法律第31号）

表 3.2-45 特定粉じん（アスベスト）排出作業等における作業基準

項	作業の種類	作業基準
1	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業</p> <p>※第2項又は第3項に掲げるものを除く。</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という)を他の場所から隔離し、作業場の出入口には前室を設けること。</p> <p>ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
2	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く）を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの</p> <p>※第3項に掲げるものを除く。</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
3	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体にあたりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
4	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎により除去する場合は1の項下欄イからニまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるにあたっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該 特定建築材料を除去すること。</p>

出典：「大気汚染防止法施行規則 別表第7」（平成22年8月4日 環境省令第15号）

表 3.2-46 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

	施設名	規模要件
1	ボイラー	・伝熱面積 10m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
2	ガス発生炉, 加熱炉	・原料処理能力 20 トン/日 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
3	ばい焼炉, 焼結炉	・原料処理能力 1 トン/時 以上
4	(金属の精錬用)溶鉱炉, 転炉, 平炉	
5	(金属の精錬または鑄造用)溶解炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上 ・変圧器定格能力 200kvA 以上
6	(金属の鍛練, 圧延, 熱処理用)加熱炉	
7	(石油製品, 石油化学製品, コールタール製品の製造用)加熱炉	
8	(石油精製用)流動接触分解装置の触媒再生塔	・触媒に付着する炭素の燃焼能力 200 kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6 リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用)焼成炉, 溶解炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・変圧器定格能力 200kvA 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用)反応炉(カーボンブラック製造用燃料燃焼装置含), 直火炉	
11	乾燥炉	
12	(製鉄, 製鋼, 合金鉄, カーバイド製造用)電気炉	・変圧器の定格容量 1000kvA 以上
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2m ² 以上 ・焼却能力 200 kg/時 以上
14	(銅, 鉛, 亜鉛の精錬用)ばい焼炉, 焼結炉 (ベレット焼成炉含, 溶鉱炉, 転炉, 溶解炉, 乾燥炉)	・原料処理能力 0.5 トン/時 以上 ・火格子面積 0.5m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2m ² 以上 ・燃焼能力 20 リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用)乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上
16	(塩素化エチレン製造用)塩素急速冷凍装置	・塩素処理能力 50 kg/時 以上
17	(塩素第二鉄の製造用)溶解槽	
18	(活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕用)反応炉	・燃焼能力 3 リットル/時 以上
19	(化学製品製造用)塩素反応施設, 塩化水素反応施設, 塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50 kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用)電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	(燐, 燐酸, 燐酸質肥料, 複合肥料製造用〔原料に燐石を使用するもの〕)反応施設, 濃縮施設, 焼成炉, 溶解炉	・燐鉱石処理能力 80 kg/時 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 200kvA 以上
22	(弗酸製造用)濃縮施設, 吸収施設, 蒸留施設	・伝熱面積 10m ² 以上 ・ポンプ動力 1 Kw 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕)反応施設, 乾燥炉, 焼成炉	・原料処理能力 80 kg/時 以上 ・火格子面積 1m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	(鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造含・鉛の管, 板, 線の製造用)溶解炉	・燃焼能力 10 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 40kvA 以上
25	(鉛蓄電池製造用)溶解炉	・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kvA 以上
26	(鉛系顔料の製造用)溶解炉, 反射炉, 反応炉, 乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上 ・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kvA 以上
27	(硝酸の製造用)吸収施設, 漂白施設, 濃縮施設	・硝酸の合成, 漂白, 濃縮能力 100 kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	・燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	・燃焼能力 35 リットル/時 以上

出典：「大気汚染防止法」(平成 22 年 5 月 10 日 法律第 31 号)

② 騒音

a. 環境基準

騒音に係る環境基準は表 3.2-47に示すとおりである。調査範囲の騒音に係る環境基準類型は図 3.2-29に示すとおりである。

計画地は、近隣商業地域(図 3.2-5用途地域図 参照)に該当し、A の項に掲げる地域に囲まれていないため、C 類型にあたる。

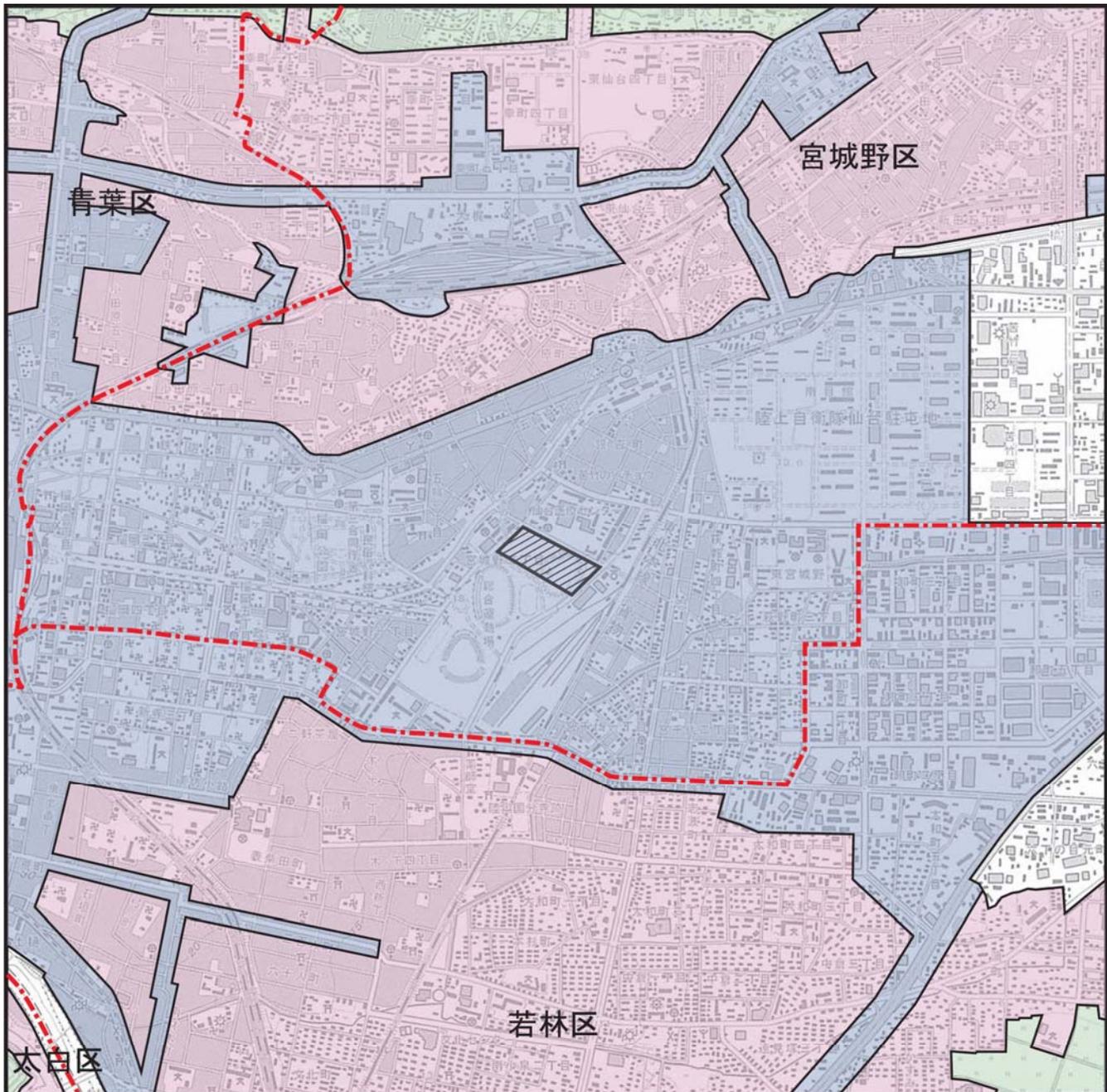
表 3.2-47 騒音に係る環境基準

地域 類型	あてはめる地域	地域の区分	基準値(L_{Aeq})	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第二号の規定により定められた文教地区(公園の区域を除く。))に限る。)		50dB 以下	40dB 以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 (AA の項に掲げる地域を除く。)	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 (A の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。)	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C	近隣商業地域 (Bの項に掲げる地域を除く。) 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60dB 以下	50dB 以下
		車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外)		70dB 以下	65dB 以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間(窓を閉めた屋内)		45dB 以下	40dB 以下

※：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号
改正平成12年3月28日 環境庁告示第20号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」
(平成24年3月30日 仙台市告示第126号)



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : A類型
-  : B類型
-  : C類型

出典:「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」
(平成24年3月30日 仙台市告示第126号)

図 3.2-29 騒音に係る環境基準類型指定区分



S=1:25,000
0 250 500 1000m

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表 3.2-48, 表 3.2-49及び図 3.2-30に示すとおりである。計画地は近隣商業地域に指定されていることから、地域の類型Ⅱに該当する。

表 3.2-48 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	地域類型を当てはめる地域	基準値
I	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ 300メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	70dB 以下
Ⅱ	沿線区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	75dB 以下

新幹線鉄道の沿線区域の区分			達成目標期間		
			既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80 デシベル以上の区域		3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	75 デシベルを超え 80 デシベル未満の区域	イ	7年以内	開業時から3年以内	
		ロ	10年以内		
c	70 デシベルを超え 75 デシベル以下の区域		10年以内	開業時から5年以内	

備考

- 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄の b の区域中イとは地域の類型Ⅰに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
 - 2 達成目標期間の欄に既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
 - (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
 - (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
 - (3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道
 - 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年 7 月 29 日環告 46)において、環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とするとされている。
- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
 - (2) 測定は、屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
 - (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
 - (4) 評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
 - (5) 測定は、計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

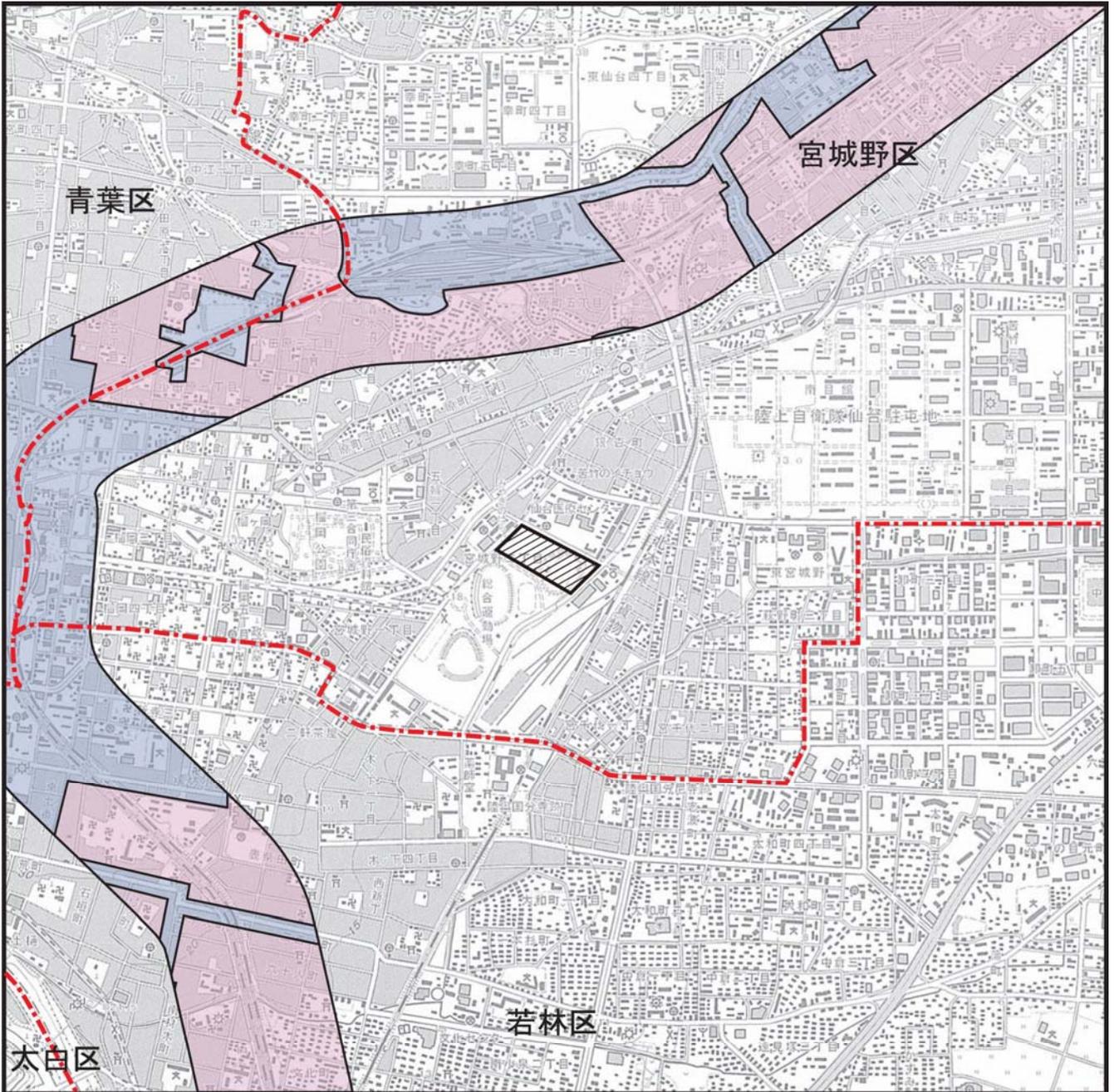
出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示」(昭和 52 年 5 月 20 日宮城県告示第 387 号)

表 3.2-49 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（別表）

別表第一				別表第二			
下り線側		上り線側		下り線側		上り線側	
起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)
二八二・五一	二八三・三六	二八二・五一	二八三・一六	二八四・一六	二八五・一六	二八三・六六	二八五・一六
二九一・〇九	二九一・九一	二八五・一六	二八五・六六	二九二・七八	二九三・一六	二九二・七八	二九三・一六
二九六・一六	二九六・六六	二九一・〇九	二九一・九一	二九四・一六	二九六・一六	二九四・六六	二九五・一六
二九七・一六	二九七・六六	二九四・一六	二九四・六六	二九七・六六	二九八・一六	二九五・六六	二九六・一六
二九八・一六	二九八・一六	二九五・一六	二九五・六六	二九九・六六	三〇〇・〇四	二九八・六六	三〇〇・〇四
三〇一・六六	三〇二・一三	二九七・一六	二九七・六六	三〇四・七九	三〇五・一六	三〇一・四七	三〇二・一三
三〇二・六六	三〇三・八四	二九八・一六	二九九・一六	三一一・八三	三一二・五一	三〇四・七九	三〇五・五一
三〇七・五六	三〇八・六二	三〇二・六六	三〇三・八四	三一二・九八	三一二・六六	三一一・八三	三一二・一三
三一五・九八	三一六・七三	三〇七・五六	三〇八・六二	三一五・一六	三一五・九八	三一三・六六	三一四・一六
三三二・六四	三三二・八一	三一二・一三	三一二・五一	三三〇・三四	三三一・一四	三一五・一六	三一五・三三
三三六・六一	三三七・一九	三一二・九八	三一三・六六	三四一・一一	三四一・五〇	三三〇・一六	三三〇・六四
三四一・五五	三四一・八六	三一五・九八	三一六・九二	三五一・六八	三五一・八四	三三七・六一	三三七・七四
三四六・六一	三四八・一一	三三二・六四	三三二・九九	三六八・六一	三六九・一一	三五一・六八	三五一・八四
三四九・一一	三四九・四七	三三三・六四	三三四・一一	三七〇・一一	三七一・六一	三五二・六一	三五三・一一
三五一・二八	三五一・六八	三三六・六一	三三七・一九	三七五・一一	三七六・一一	三五四・一一	三五六・一一
三五四・一一	三五五・一一	三四七・一一	三四八・一一	三七七・六一	三七八・一一	三五八・八二	三五九・六一
三五八・一一	三五八・六一	三四九・一一	三四九・四七			三六五・八一	三六六・一一
三六〇・六一	三六一・一一	三五一・二八	三五一・六八			三七〇・六一	三七一・一一
三六一・六一	三六二・一八	三五八・一一	三五八・六一			三七五・一一	三七六・一一
三六六・五一	三六八・一一	三六〇・六一	三六一・一一			三八二・六一	三八三・一一
三六九・一一	三七〇・一一	三六一・六一	三六二・八一			三八六・六一	三八七・一一
三七二・一一	三七二・六一	三六六・一一	三六八・一一			三八七・六一	三八八・六一
三七三・一一	三七五・一一	三六八・六一	三七〇・六一			三八九・六一	三九〇・一一
三七六・一一	三七七・六一	三七一・六一	三七二・六一				
三七九・六一	三八〇・六一	三七四・六一	三七五・一一				
三八二・一一	三八八・一一	三七六・一一	三七七・六一				
三八九・六一	三九〇・六一	三七八・四五	三七八・九三				
三九一・八六	三九二・五四	三七九・六一	三八〇・六一				
三九二・七七	三九三・六八	三八二・一一	三八二・六一				
三九六・四三	三九七・五六	三八三・一一	三八六・六一				
三九八・九二	四〇一・〇四	三八七・一一	三八七・六一				
		三九〇・一九	三九〇・六一				
		三九一・八六	三九二・五四				
		三九二・七七	三九三・六八				
		三九六・四三	三九七・四〇				
		三九八・九二	四〇一・〇四				

出典：新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示
 (昭和 52 年 5 月 20 日 宮城県告示第 387 号)

備考 起点及び終点の表示は、東京を起点として軌道中心線に沿った距離(管理キロ程)による。



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 地域の類型 I
-  : 地域の類型 II

出典: 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示
(昭和52年5月20日宮城県告示第387号)

図 3.2-30 新幹線鉄道騒音に係る
環境基準類型指定当てはめ



S=1:25,000
0 250 500 1000m

航空機騒音に係る環境基準は表 3.2-50に示すとおりである。また，調査範囲の航空機騒音に係る環境基準類型は表 3.2-51及び図 3.2-31に示すとおりである。調査範囲内には，陸上自衛隊霞の目飛行場が指定されている。

表 3.2-50 航空機騒音に係る環境基準

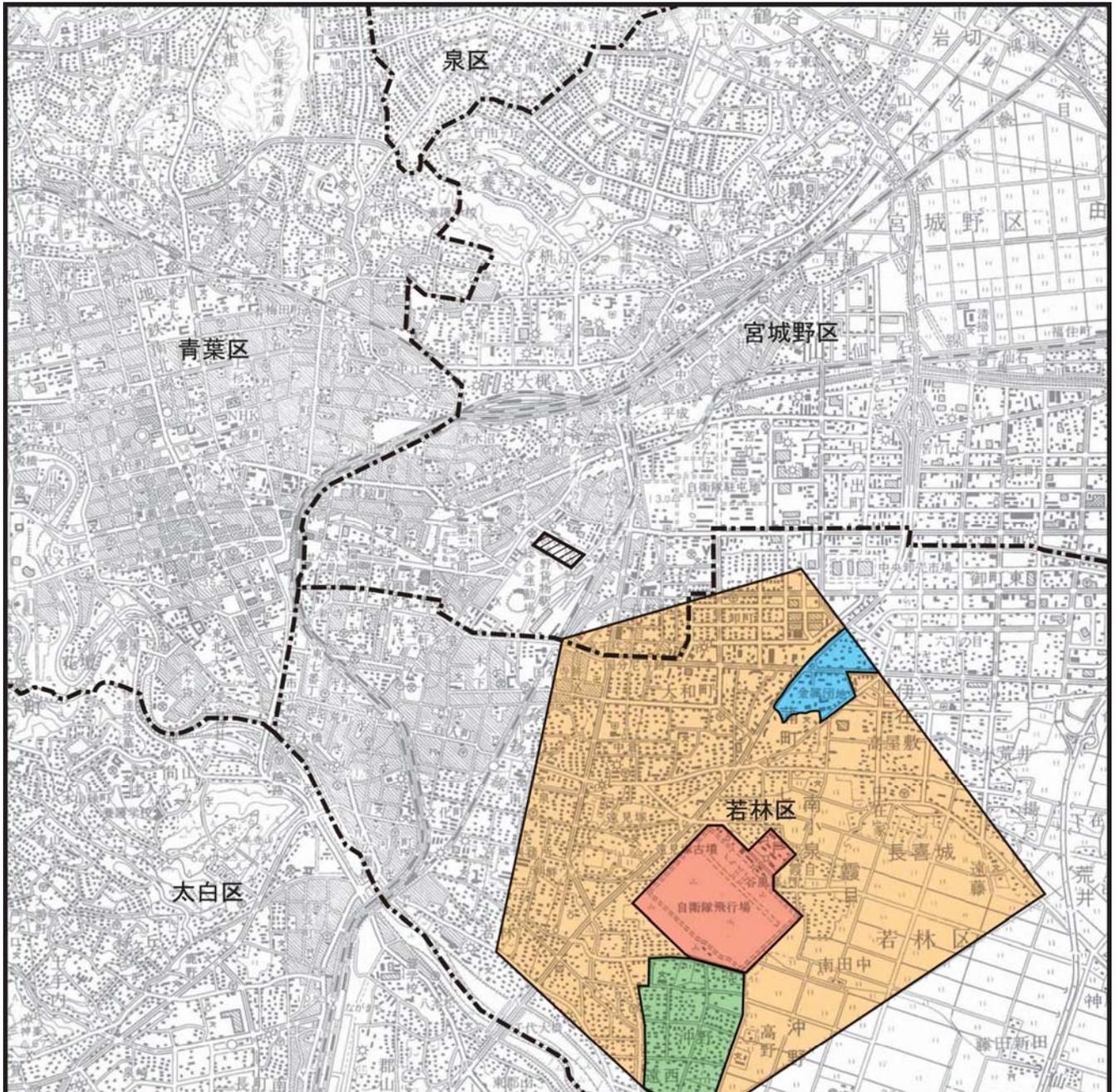
地域の類型	地域類型を当てはめる地域	基準値 (L_{den})
I	専ら住居の用に供される地域	57dB 以下
II	I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域	62dB 以下

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年 12 月 27 日 環境庁告示第 154 号 改正平成 19 年 環境庁告示第 114 号)

表 3.2-51 航空機騒音に係る環境基準の地域類型

場所	地域	地域の類型
陸上自衛隊霞の目飛行場	基点 (A) 点—仙台市若林区木ノ下三丁目 16 番 16 号地内 北緯 38 度 14 分 49 秒 東経 140 度 54 分 26 秒 補助点 (イ) 点— (A) 点から 66 度の方向 2,380m の地点 (ロ) 点— (イ) 点より 144 度の方向 3,260m の地点 (ハ) 点— (ロ) 点から 237 度 30 分の方向 3,300m の地点 (ニ) 点— (ハ) 点から 313 度 30 分の方向 2,090m の地点 以上の(A), (イ), (ロ), (ハ), (ニ), (A)点を順次直線で囲まれた区域, (以下「指定区域」という。)のうち, 都市計画法(以下「法」という。)第 8 条第 1 項第 1 条に規定する第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域。	I
	指定区域のうち, 法第 8 条第 1 項第 1 条に規定する第 1 種低層住居専用地域, 第 2 種低層住居専用地域, 工業専用地域及び陸上自衛隊霞の目駐屯地敷地を除いた地域。	II

出典：「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」
(昭和 51 年 12 月 28 日 宮城県告示第 1192 号)



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 陸上自衛隊霞の目飛行場
-  : 類型 I
-  : 類型 II
-  : 工業専用地域

出典:「陸上自衛隊霞の目飛行場航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(最終改正 平成17年3月31日告示第370号)
 「仙台市都市計画総括図」(平成24年11月版 仙台市)

図 3.2-31 航空機騒音に係る環境基準
 類型指定あてはめ



S=1:50,000
 0 500 1000 2000m

b. 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は表 3.2-52に示すとおりである。調査範囲における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分は図 3.2-32に示すとおりである。

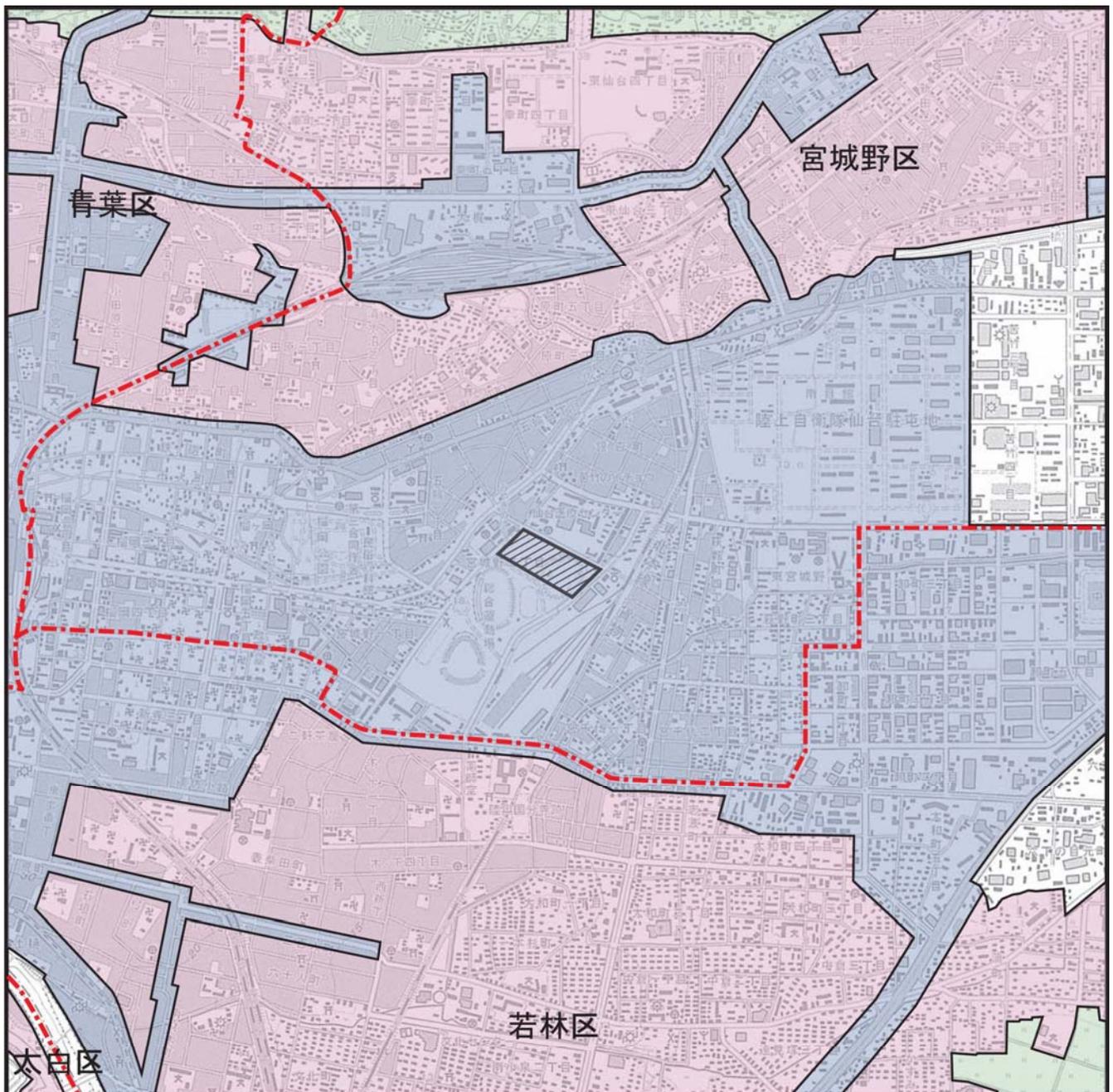
計画地は、近隣商業地域(図 3.2-5用途地域図 参照)であり、a の項に掲げる地域に囲まれていないため、c 区域にあたる。

表 3.2-52 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分			要請限度(L_{Aeq})	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 文教地区	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	一車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	近隣商業地域 (a の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。) 市街化調整区域	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
c	近隣商業地域 (b の項に掲げる地域を除く。) 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間		75dB 以下	70dB 以下

※：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日 総理府令第15号 改正平成12年12月15日 総理府令第150号)
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成12年3月27日 仙台市告示第230号)



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : a区域
-  : b区域
-  : c区域

出典:「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 (平成12年3月2日 総理府令第15号 改正平成12年12月15日 総理府令第150号)

図 3.2-32 自動車騒音の限度に係る区域の区分



S=1:25,000
 0 250 500 1000m

c. 規制基準

騒音規制法，宮城県公害防止条例に基づき，工場・事業場に騒音が発生する施設（「特定施設」）を設置する場合には予め届出を行うとともに，特定施設を設置した特定工場等（「特定事業場」）の設置者は，施設を設置した区域（騒音規制法，宮城県公害防止条例）に応じた騒音の規制基準を遵守する義務がある。仙台市公害防止条例では，施設を定めずに工場等の敷地境界線上で工場等が立地する区域に応じた騒音の規制基準が定められている。

また，建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生させる作業（「特定建設作業」）については，予め届出を行うとともに，作業を実施する区域に応じた騒音の大きさの規制基準を遵守する義務がある。

工場・事業場等に係る騒音の規制基準を表 3.2-53，騒音に係る特定施設を表 3.2-54，騒音規制法に係る特定建設作業の規制基準を表 3.2-55，仙台市公害防止条例に係る指定建設作業の規制基準を表 3.2-56に示す。

計画地は近隣商業地域にあたるため，表 3.2-53では第三種区域，表 3.2-55～表 3.2-56では一号区域の規制基準が適用となる。

表 3.2-53 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19～22時)	夜間 (22時～6時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域及び文教地区	50dB	45dB	40dB
第二種区域	第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，市街化調整区域及び地区の指定のない地域	55dB	50dB	45dB
第三種区域	近隣商業地域，商業地域及び準工業地域	60dB	55dB	50dB
第四種区域	工業地域	65dB	60dB	55dB

※：基準は敷地境界線上。

※：近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，または第二種中高層住居専用地域であるものについては第二種区域の基準を適用する。

※：都市計画区域外における県条例の特定事業場は，第二種区域の基準を適用する。

※：学校等（学校，保育所，病院，診療所，図書館，特別養護老人ホーム）の周囲 50mの区域内は上の基準から 5dB 減じた値とする。

出典：「騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 185 号）
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号）
「公害防止条例施行規則」（平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号）

表 3.2-54 騒音に係る特定施設

施設番号		施設の種類	規模又は能力
騒音規制法	県公害防止条例		
1-イロハニホヘトチリヌル	4-1-(1)~(11)	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 圧延機械 (2) 製管機械 (3) ベンディングマシン(ロール式のものに限る) (4) 液圧プレス(矯正プレスを除く) (5) 機械プレス (6) せん断機 (7) 鍛造機 (8) ワイヤフォーミングマシン (9) プラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く) (10) タンブラー (11) 切断機(といしを用いるものに限る)	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの 原動機の定格出力が3.75kw以上のもの 呼び加圧能力294kN以上のもの 原動機の定格出力が3.75kw以上のもの
2	4-2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
3	4-3	土石用又は鉱物用の破砕機, 摩砕機, ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
4	4-4	織機	
5-イロ	4-5-(1)~(2)	建設用資材製造のように供する施設で次に掲げるもの (1) コンクリートプラント (2) アスファルトプラント	気まほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの 混練機の混練重量が200kg以上のもの
6	4-6	穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
7-イロハニホヘ	4-7-(1)~(6)	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの (1) ドラムパーカー (2) チッパー (3) 碎木機 (4) 帯のこ盤 (5) 丸のこ盤 (6) かんな盤	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの 製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの, 木工用にあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のもの 製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの, 木工用にあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のもの 原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
8	4-8	抄紙機	
9	4-9	印刷機械(原動機を用いるものに限る)	
10	4-10	合成樹脂用射出成形機	
11	4-11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る)	
	4-12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(専ら災害その他非常用の事態に使用するものを除く)	出力が3.75kw以上のもの
	4-13	クーリングタワー	電動機の定格出力が0.75kw以上のもの
	4-14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり15L以上のもの
	4-15-(1)~(3)	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 動力打綿機 (2) 動力混打綿機 (3) 紡糸機	
	4-16	コンクリート管, コンクリートボール又はコンクリートくいの製造機又はコンクリートブロック成形機	
	4-17-(1)~(5)	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの (1) ニューマチックケーソン (2) 製てい機 (3) 製びょう機 (4) 打抜機 (5) 研削機	電動機の定格出力が2.25kw以上のもの 電動機の定格出力が1.5kw以上のもの
	4-18-(1)~(3)	土石, 鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 切断機 (2) せん孔機 (3) 研磨機	

出典：「騒音規制法施行令」(昭和43年11月27日政令第324号)
 「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)

表 3.2-55 特定建設作業騒音に係る基準(騒音規制法)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大 連続 作業 日数	作業日の 制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)		
1. くい打機(もんけんを除く), くい抜機又は くい打くい抜機(圧入式を除く)を使用す る作業(くい打機をアースオーガーと併 用する作業を除く)	85dB 以下	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日 曜 ・ 休 日 に お け る 作 業 の 禁 止
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連 続的に移動する作業は 1 日の作業に係 る 2 地点間最大距離が 50m を超えない 作業に限る)							
4. 空気圧縮機(原動機の定格出力が 15kw 以上を使用する作業)(さく岩機の 動力として使用する作業を除く)							
5. コンクリートプラント(混練機の混練容量 が 0.45m ³ 以上)又はアスファルトプラント (混練機の混練容量が 200kg 以上)を 設けて行う作業(モルタルを製造するた めにコンクリートプラントを設けて行う作 業を除く)							
6. バックホウを使用する作業(原動機の定 格出力が 80kw 以上のものに限る, 国 土交通省が定める低騒音型建設機械を 除く)							
7. トラクターショベルを使用する作業(原動 機の定格出力が 70kw 以上のものに限 る, 国土交通省が定める低騒音型建設 機械を除く)							
8. ブルドーザーを使用する作業(原動機 の定格出力が 40kw 以上のものに限 る, 国土交通省が定める低騒音型建設 機械を除く)							

※1: 一号区域とは, 第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 市街化調整区域, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域

※2: 二号区域とは, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)別表第 1 号の規定により指定する区域について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 186 号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示 1 号)

表 3.2-56 指定建設作業騒音に係る基準(仙台市公害防止条例)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大 連続 作業 日数	作業日の 制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)		
1. ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業	80dB 以下 (但し学校等 の周囲 50m の区域内に ある場合に は 75dB 以 下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日曜・休日における作業の禁止
2. ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業							
3. 振動ローラー・タイヤローラー・ロードローラー・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
4. はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの							

※1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域

※2：二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典：「仙台市公害防止条例」(平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号)
「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)

③ 振動

a. 要請限度

振動規制法による道路交通振動に係る要請限度は表 3.2-57に示すとおりである。
計画地は近隣商業地域にあたるため、第二種区域の要請限度が適用される。

表 3.2-57 道路交通振動に係る要請限度(振動規制法施行規則)

区域区分		時間区分	
		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域	65dB 以下	60dB 以下
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	市街化調整区域		
第二種区域	近隣商業地域 [※]	70dB 以下	65dB 以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

※：近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用する。

出典：「振動規制法第 16 条第 1 項 同法施行規則第 12 条」(改正 平成 13 年 3 月 5 日 環境省令第 5 号)
「振動規制法施行規則 (昭和 51 年総理府令第 58 号) 別表第 2 備考 1 に規定する区域及び同表備考 2 に規定する時間について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 190 号)

b. 規制基準

振動規制法、宮城県公害防止条例に基づき、工場・事業場に振動が発生する施設（「特定施設」）を設置する場合には予め届出を行うとともに、特定施設を設置した特定工場等（「特定事業場」）の設置者は、施設を設置した区域(振動規制法、宮城県公害防止条例)に応じた振動の規制基準を遵守する義務がある。仙台市公害防止条例では、施設を定めずに工場等の敷地境界線上で工場等が立地する区域に応じた振動の規制基準が定められている。

また、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生させる作業（「特定建設作業」）については、予め届出を行うとともに、作業を実施する区域に応じた振動の大きさの規制基準を遵守する義務がある。

工場・事業場等に係る振動の規制基準を表 3.2-58、振動に係る特定施設を表 3.2-59、振動規制法に係る特定建設作業の規制基準を表 3.2-60、仙台市公害防止条例に係る指定建設作業の規制基準を表 3.2-61に示す。

計画地は近隣商業地域にあたるため、表 3.2-58では第二種区域、表 3.2-60及び表 3.2-61では一号区域の規制基準が適用される。

表 3.2-58 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域区分		時間区分	
		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域及び地区の指定のない地域	60dB 以下	55dB 以下
	第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB 以下

※：基準は敷地境界線上。

※：近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用する。

※：都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第一種区域の基準を適用する。

※：学校等（学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 50m の区域内は上の基準から 5dB 減じた値とする。

出典：「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 188 号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号）

「公害防止条例施行規則」（平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号）

表 3.2-59 振動に係る特定施設

施設番号		施設の種類の	規模又は能力
騒音規制法	県公害防止条例		
1-イロハニホ	5-1-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	液圧プレス(矯正プレスを除く)	
	(2)	機械プレス	原動機の定格出力が 1kw 以上のもの
	(3)	せん断機	
	(4)	鍛造機	原動機の定格出力が 37.5kw 以上のもの
2	5-2	圧縮機(冷凍機に用いられるものは除く)	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
3	5-3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
4	5-4	織機(原動機を用いるものに限る)	
5-イロ	5-5-	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のもの
	(2)	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のもの
6-イロ	5-6-	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	ドラムパーカー	
	(2)	チップパー	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のもの
7	5-7	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のもの
8	5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロールを除く)	原動機の定格出力が 30kw 以上のもの
9	5-9	合成樹脂用射出成形機	
10	5-10	鋳型製造機(ジョルト式のものに限る)	
	5-11	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のもの
	(2)	製管機械	
	(3)	ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	電動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの
	5-12	ディーゼルエンジン(専ら災害その他非常の事態に使用するものを除く)	出力が 10kw 以上のもの
	5-13	冷凍機(空調機を含む)	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号）

「公害防止条例施行規則」（平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号）

表 3.2-60 特定建設作業振動に係る基準(振動規制法)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)		
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く), くい抜機(油圧式くい抜機を除く), くい打ちくい抜き機(圧入式を除く)を使用する作業	75dB 以下	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカーを使用する作業 (手持式を除く)							

※1: 一号区域とは, 第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 市街化調整区域, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域
 ※2: 二号区域とは, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「振動規制法施行令」(昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号)
 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号) 別表第 1 付表第 1 号の規定により市長が指定する区域について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 189 号)

表 3.2-61 指定建設作業振動に係る基準(仙台市公害防止条例)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)		
1. ブルドーザー, パワーショベル, バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業	75dB 以下 (但し学校等の周囲 50m の区域内にある場合には 70dB 以下)	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 9時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. 振動ローラー, ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業							

※1: 一号区域とは, 第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 市街化調整区域, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域
 ※2: 二号区域とは, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「仙台市公害防止条例」(平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号)
 「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)

④ 低周波音

低周波音について、環境基準や規制基準は定められていないが、環境省による参照値が定められている。環境省による参照値は、低周波音苦情を的確に対処するために物的苦情と心身に係る苦情に分けて示されている。

低周波音による物的苦情に関する参照値は、表 3.2-62に示すとおりである。

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、表 3.2-63に示すとおりである。

表 3.2-62 低周波音による物的苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

※低周波音による物的苦情に関する参照値は、上表とする。

出典：「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月 環境省）

表 3.2-63 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

※：低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、上表及び G 特性音圧レベル LG=92(dB)とする。

出典：「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月 環境省）

⑤ 悪臭

悪臭規制に係る法規は下記のとおりである。

a. 悪臭防止法

「悪臭防止法」では、都道府県知事(政令指定都市の市長を含む)が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を指定地域として特定悪臭物質(22 項目)による濃度規制が行われている。特定悪臭物質の種類及び許容濃度を表 3.2-64に、調査範囲の規制地域を図 3.2-33に示す。計画地は、規制区域に指定されている。

b. 宮城県公害防止条例

「宮城県公害防止条例」では、県内全域(悪臭防止法指定地域を除く)を対象に、特定施設に対し、臭気指数による規制基準(敷地境界線臭気指数 15)が定められている。

c. 宮城県悪臭公害防止対策要綱

「悪臭防止法」及び「宮城県公害防止条例」に定めるもののほか、事業者は工場等(農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業の事業の用に供する施設及び作業)から発生する悪臭について、判定基準(敷地境界線で臭気強度 1.8)を遵守するよう努め、悪臭の排出を抑制するため必要な措置を講じなければならないとされている。

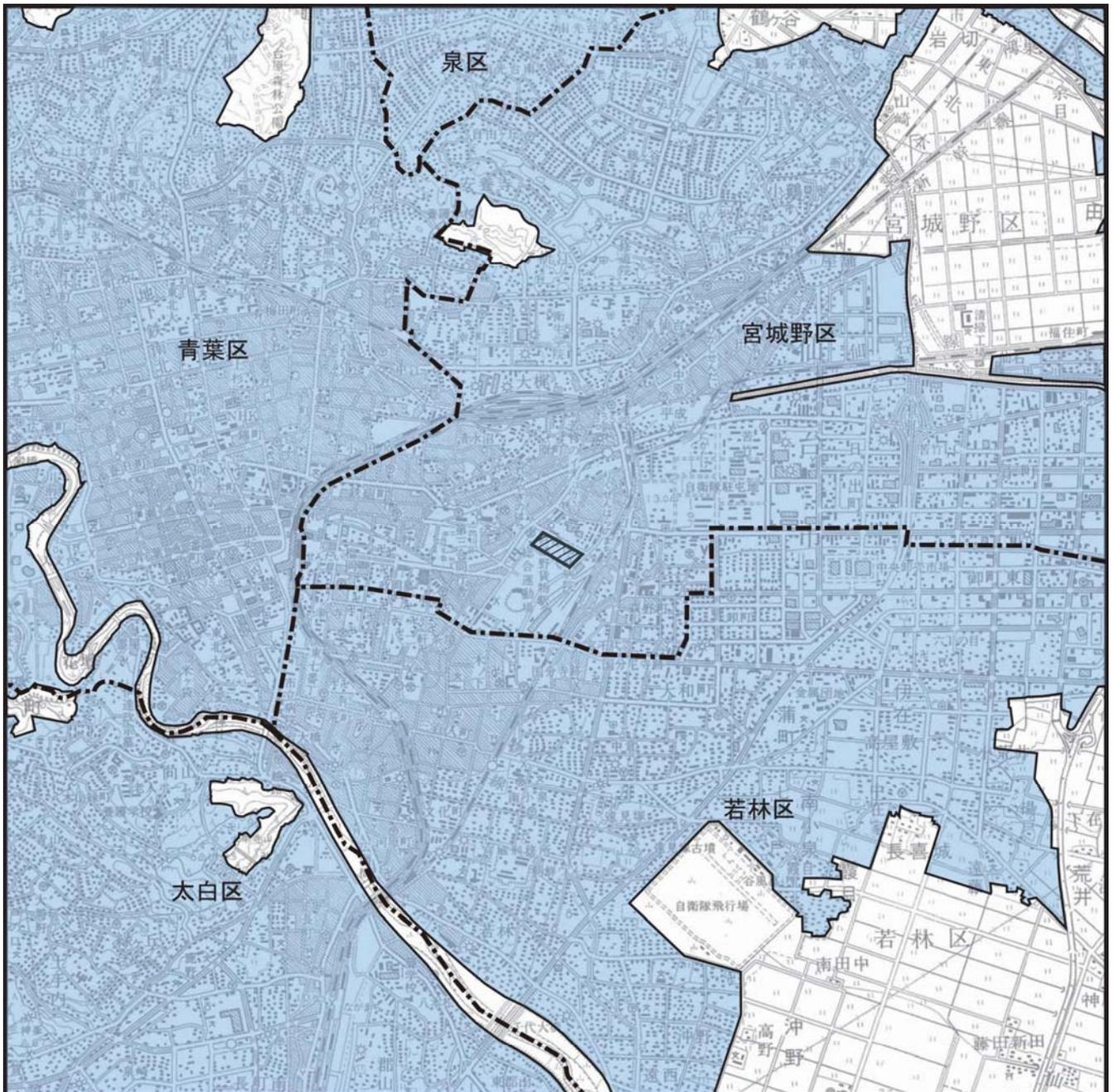
d. 仙台市悪臭対策指導要綱

仙台市では、市内全域の工場・事業場を対象として臭気濃度により指導(敷地境界線で臭気濃度 10)されている。

表 3.2-64 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度	No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度
1	アンモニア	1 ppm	12	イソバレラルデヒド	0.003 ppm
2	メチルメルカプタン	0.002 ppm	13	イソブタノール	0.9 ppm
3	硫化水素	0.02 ppm	14	酢酸エチル	3 ppm
4	硫化メチル	0.01 ppm	15	メチルイソブチルケトン	1 ppm
5	二硫化メチル	0.009 ppm	16	トルエン	10 ppm
6	トリメチルアミン	0.005 ppm	17	スチレン	0.4 ppm
7	アセトアルデヒド	0.05 ppm	18	キシレン	1 ppm
8	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	19	プロピオン酸	0.03 ppm
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	20	ノルマル酪酸	0.001 ppm
10	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	21	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
11	ノルマルバレラルデヒド	0.009 ppm	22	イソ吉草酸	0.001 ppm

出典：「悪臭防止法施行令第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 悪臭防止法による規制地域(市街化区域)

出典:「悪臭防止法施行令第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」
(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

図 3.2-33 悪臭防止法による規制地域



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

⑥ 水質汚濁

a. 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)が設定されている。この他、人の健康の保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等 26 項目が「要監視項目」とされ、公共用水域や地下水の水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目の指針値は表 3.2-65及び表 3.2-66に示すとおりである。

表 3.2-65 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値(※)
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準」

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」

(平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示第 78 号)

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について (通知)」

(環水大発第 091130004 号、環水大土発第 091130005 号 平成 21 年 11 月 30 日)

表 3.2-66 要監視項目及び指針値

公共用水域		地下水	
項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l 以下	クロロホルム	0.06 mg/l 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l 以下	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l 以下	イソキサチオン	0.008 mg/l 以下
イソキサチオン	0.008 mg/l 以下	ダイアジノン	0.005 mg/l 以下
ダイアジノン	0.005 mg/l 以下	フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l 以下	イソプロチオラン	0.04 mg/l 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l 以下	オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l 以下	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l 以下	プロピザミド	0.008 mg/l 以下
プロピザミド	0.008 mg/l 以下	EPN	0.006 mg/l 以下
EPN	0.006 mg/l 以下	ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/l 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/l 以下	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l 以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l 以下	イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l 以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l 以下	クロルニトロフェン(CNP)	—
クロルニトロフェン(CNP)	—	トルエン	0.6 mg/l 以下
トルエン	0.6 mg/l 以下	キシレン	0.4 mg/l 以下
キシレン	0.4 mg/l 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l 以下	ニッケル	—
ニッケル	—	モリブデン	0.07 mg/l 以下
モリブデン	0.07 mg/l 以下	アンチモン	0.02 mg/l 以下
アンチモン	0.02 mg/l 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l 以下	全マンガン	0.2 mg/l 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l 以下	ウラン	0.002 mg/l 以下
全マンガン	0.2 mg/l 以下		
ウラン	0.002 mg/l 以下		

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成 11 年 2 月 22 日環水規第 58 号 環水管第 49 号）
「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」（平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示第 78 号）
「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について（通知）」
（環水大発第 091130004 号，環水大土発第 091130005 号 平成 21 年 11 月 30 日）

生活環境項目について、河川ごとにあてはめるべき水域と類型を表 3.2-67～表 3.2-69及び図 3.2-34に示す。

調査範囲では、七北田川中流が B 類型、梅田川が C 類型、広瀬川が B 類型に指定されている。

表 3.2-67 生活環境保全に係る環境基準(河川)(1/2)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級, 自然環境保 全, 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級, 水産 1 級, 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級, 水産 2 級, 及び C 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級, 工業用水 1 級, 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級, 農業用 水及び E の欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級, 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	-

※：基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

※：農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

※：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行なうもの

水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行なうもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行なうもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行なうもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行なうもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行なうもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

表 3.2-68 生活環境保全に係る環境基準(河川) (2/2)

イ

	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

※：基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表 3.2-69 水域類型あてはめ

水系・水域	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
七北田川	七北田川中流(七北田橋より梅田川合流点まで)	B	ロ	S47.4.28	県
	梅田川(七北田川合流点より上流)	C	イ	H17.9.16	県
名取川	広瀬川(鳴合橋から名取川合流点まで)	B	ロ	S45.9.1	国

※：達成期間の欄の各記号の意義は下記のとおり。

「イ」：直ちに達成,

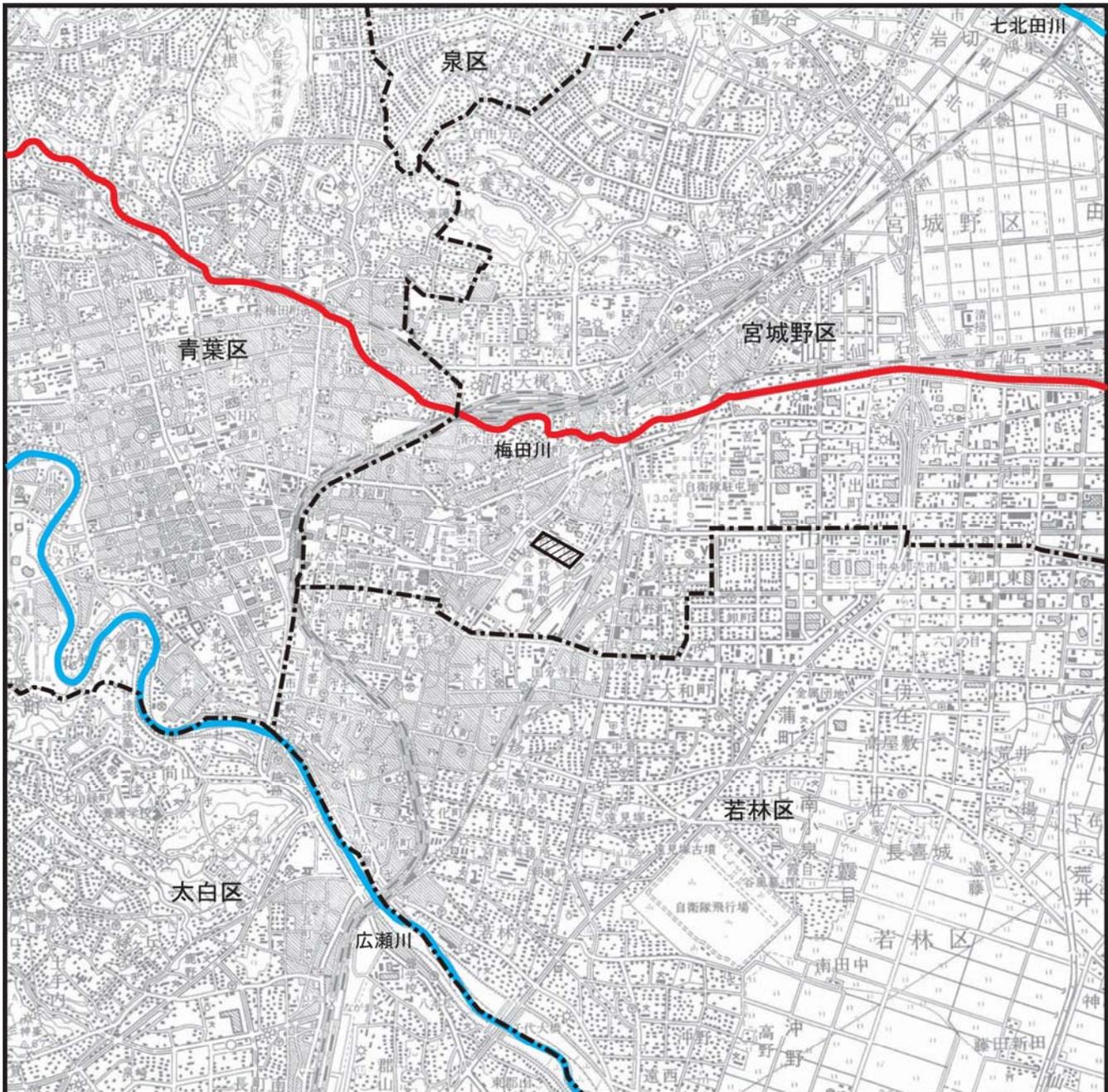
「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成,

「ハ」：5年をこえる期間で可及的速やかに達成,

「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。

出典：「環境基準の水域類型の指定」(昭和47年4月28日 宮城県告示第373号)

「環境規準と類型あてはめ」(宮城県)

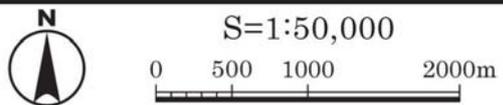


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : B類型
-  : C類型

出典:「環境基準と水域類型型あてはめ」(宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html>

図 3.2-34 水域類型



b. 排水基準

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は、「水質汚濁防止法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき実施されており、その排水基準は表 3.2-70及び表 3.2-71に示すとおりである。

表 3.2-70 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(1/2)

区分	項目	一律排水基準(法指定)	地下浸透基準
水質に係る排水基準	カドミウム及びその化合物	0.1mg/L	0.001mg/L
	シアン化合物	1mg/L	0.1mg/L
	有機燐化合物 (パラチオン, メチル パラチオン, メチルジメトン及び EPNに限る。)	1mg/L	0.1mg/L
	鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
	六価クロム化合物	0.5mg/L	0.04mg/L
	砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	0.005mg/L	0.0005mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005mg/L
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	0.0005mg/L
	トリクロロエチレン	0.3mg/L	0.002mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.0005mg/L
	ジクロロメタン	0.2mg/L	0.002mg/L
	四塩化炭素	0.02mg/L	0.0002mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.0004mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	0.002mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.004mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	0.0005mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.0006mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.0002mg/L
	チウラム	0.06mg/L	0.0006mg/L
	シマジン	0.03mg/L	0.0003mg/L
	チオベンカルブ	0.2mg/L	0.002mg/L
	ベンゼン	0.1mg/L	0.001mg/L
	セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.002mg/L
	ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L	0.2mg/L
	ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L	0.2mg/L
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 の合計量 100mg/L	アンモニア又はアンモニウム化合物 にあつては 0.7mg/L, 亜硝酸 化合物にあつては 0.2mg/L, 硝酸 化合物にあつては 0.2mg/L
塩化ビニルモノマー	—	0.0002mg/L	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.005mg/L	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号)
「水質汚濁防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 19 日 総理府・通商産業省令第 2 号)
「水質汚濁防止法施行規則第六條の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
(平成元年 8 月 21 日 環境庁告示 39 号 改訂平成 24 年 環境省告示第 87 号)

表 3.2-71 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(2/2)

項目	区分	水質汚濁防止法			宮城県公害 防止条例	仙台市公害 防止条例
		一般排水基準	特別排水基準(※1)(※5)			
			下水道 整備区域	その他 の区域	50m ³ /日以上 25m ³ /日以上*4	50m ³ /日以上 25m ³ /日以上*4
	排水	50m ³ /日以上	25m ³ /日以上		50m ³ /日以上 25m ³ /日以上*4	50m ³ /日以上 25m ³ /日以上*4
pH (水素指数)	海域に排出する場合	5.0~9.0	—	—	5.0~9.0	5.0~9.0
	海域以外に排出する場合	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD (海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合に 適用)		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
COD (海域・湖沼に排出する場合に適用)		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量	鉱油類	5	5	5	5	5
	動植物油脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量		5	5	5	5	5
銅含有量		3	3	3	3	3
亜鉛含有量		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量		10	10	10	10	10
クロム含有量		2	2	2	2	2
大腸菌群数 (個/1cm ³)		(3000)	(3000)	(3000)	(3000)	(3000)
窒素含有量*2		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	—
磷含有量*3		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	—

※：()の数値は日間平均値

※1：広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川農道溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25m³以上の特定事業場に適用される。

※2：青下ダム、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

※3：青下ダム、大倉ダム、月山池、七北田ダム、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

※4：宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに*1の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25m³以上の事業場が規制対象となる。

※5：畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は、当該排出水の量が1日につき10m³以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年12月23日 宮城県条例第40号)

「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)

「水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準」(仙台市)

下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には、「下水道法」、「仙台市下水道条例」により表 3.2-72に示すように排水基準が定められている。

表 3.2-72 下水排水基準

項目	基準値	
水温	45℃未満	
水素イオン濃度	5を超え9(12)未満	
生物化学的酸素要求量(BOD)	600(1200)mg/L 未満	
浮遊物質(SS)	600(1200)mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L 以下
	動植物油脂類	30(150)mg/L 以下
よう素消費量	220 mg/L 未満	
フェノール類	5 mg/L 以下	
銅及びその化合物	3 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	
鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下	
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
シアン化合物	1 mg/L 以下	
有機燐化合物	1 mg/L 以下	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
チラウム	0.06 mg/L 以下	
シマジン	0.03 mg/L 以下	
チオベルカンプ	0.2 mg/L 以下	
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	10【230】mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	8【15】mg/L 以下	
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含	380 mg/L 未満	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下	

※：()内の基準値は、一日平均排水量が50 m³未満の場合に適用。

※：【 】内の基準値は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

出典：「下水道法」(平成17年月22日法律第70号)

「仙台下水道条例」(仙台市条例第19号)

⑦ 地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準として26項目設定されていた人の健康の保護に関する環境基準は、平成21年11月に新たに塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンが追加され、28項目となった。また、シス-1,2-ジクロロエチレンにかわり、1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体の和）が追加されている。さらに、1,1-ジクロロエチレン、カドミウムについては基準値が見直され、0.1mg/L、0.003mg/Lに変更されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-73に示すとおりである。

表 3.2-73 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

※：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※：「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」

（平成21年11月30日 環境省告示第79号）

⑧ 地盤沈下

宮城県では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき、規制地域を指定して揚水量の報告、水源転換による揚水削減の指導を行っているが、計画地は地下採取規制地域には指定されていない。(図 3.1-17参照)

⑨ 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は 27 項目について設定されている。土壌の汚染に係る環境基準は表 3.2-74に示すとおりである。

表 3.2-74 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 23 日 環境省告示第 46 号)

⑩ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は表 3.2-75に示すとおりである。

表 3.2-75 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

※：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性と換算した値とする。

※：大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。

※：土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

⑪ アスベスト

主に建材製品として使用されてきたアスベストによる健康障害の防止のため、表 3.2-76に示すように、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等により、アスベストの解体等の作業に関する手続きや方法、廃棄物としての処理方法等について規定が定められている。

表 3.2-76 アスベストに関する主な法規制等

法規制	最終改正	趣旨・内容
大気汚染防止法	平成 25 年 6 月 21 日 法律第 60 号	特定粉じん(アスベスト)が使用されている建築物等の解体、改造または補修する作業(「特定粉じん排出等作業」)に関して、作業基準が定められている。 (前述の「①大気汚染 b 大気汚染防止法」を参照)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成 24 年 8 月 1 日 法律第 53 号	特別管理産業廃棄物である廃石綿等(飛散性アスベスト)及び産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物(非飛散性アスベスト)については、保管・収集運搬時の飛散・流出防止措置や、中間処理としては融解や無害化処理等に限定されること等が定められている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号	「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(建設リサイクル法基本方針)」では、分別解体等の過程における有害物質等の発生の抑制のため、アスベストについて飛散を起さないような措置を講ずる必要があるとされている。
石綿障害予防規則	平成 23 年 7 月 1 日 厚生労働省令第 83 号	アスベストを含有する建材を使用した建築物等の解体等の作業におけるアスベストの暴露防止対策の観点から、労働安全衛生法に基づく規則として制定されている。

⑫ 日照阻害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく仙台市の目影規制は表 3.2-77に示すとおりである。(用途地域は図 3.2-5参照)

計画地は近隣商業地域であるため、建築基準法別表第 4 (に) 欄の項 (二) である。

表 3.2-77 日影規制

対象地域	建築基準法 別表第 4(に) 欄の項	参考			
		制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間(※)	
				10m 以内	10m 超
第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが 7m を超える又は 3 階 建以上	1.5m	3 時間	2 時間
第一種中高層住居専用地 域, 第二種中高層住居専用 地域	(二)	10m 超える	4m	4 時間	2.5 時間
第一種住居地域, 第二種住 居地域, 準住居地域, 近隣商 業地域, 準工業地域	(二)	10m 超える	4m	5 時間	3 時間

※: 「日影時間」欄に示す「10m 以内」「10m 超」は、敷地境界線からの水平距離を示す。

出典: 「建築基準法」(平成 20 年 5 月 23 日 法律第 40 号)

ウ. 災害防止に係る指定地域等の状況

計画地付近には、砂防指定地及び地すべり防止区域等の防災関連法律による指定区域は存在しない。

エ. 景観の保全に関する条例

仙台市では、平成 7 年 3 月に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、「杜の都」の創造を目指して魅力ある景観形成に取り組んでいる。本条例では「大規模建築物等指針」を定め、景観形成に大きな影響を及ぼす大規模建築物等の建築を行う場合に景観形成への配慮を求めており、大規模建築物等の新築等に対して届出義務を課している。

① 杜の都の風土を育む景観条例

望ましい環境の形成に向けた都市づくりの視点から、魅力ある景観の形成に総力をあげて取り組み、自然と調和し、個性に富む、文化の薫り高い「杜の都」を創造することを目的に、平成 7 年に「杜の都の風土を育む景観条例」を制定している。

この条例に基づき、宮城野通の持つ水と緑のうらおいや空への広がりといった、ゆとりとうらおいのある環境を活かしながら地域の皆様の共通の認識のもとに景観形成を進めることを目標として、図 3.2-35に示すように、平成 17 年 10 月 1 日に宮城野通地区(仙台駅東口から仙台サンプラザまでの宮城野通と駅前広場に面する街区)が「宮城野通景観形成地区」に指定されている。景観形成地区内の建築行為等においては、表 3.2-78に示す景観形成基準に沿った協議のため届出が必要となっている。

表 3.2-78 地区景観形成基準（宮城野通景観形成地区）

項目		基準
建築物に関する基準	建築物の位置	<ul style="list-style-type: none"> 宮城野通及び駅前広場に面する場所では、街路との連続性に配慮し、地区計画で1階部分の壁面後退を定めている場所についても、開放感を高めるため、できるかぎり2階以上についても後退する。
	建築物の形態	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建物とのバランスに配慮したデザインや共同化を進める。 大規模な壁面については、圧迫感を軽減するため、壁面を分節化するなどデザインの工夫を行う。 建築設備や付属物は、建物がすっきりと見えるように、建物と一体的なデザインとするか、遮蔽方法を工夫する。 寺院と隣接する建物では圧迫感の軽減、色彩などの調和に配慮する。
	低層部の形態	<ul style="list-style-type: none"> 宮城野通及び駅前広場に面する場所では、歩行者空間のにぎわいを生み出すため、中高層部とデザインの分節化を行い、かつ店舗やギャラリーなど多くの人が利用する用途が連続するように努める。 宮城野通及び駅前広場に面する場所では、建物と通りの一体性を感じるよう、ショーウィンドやショールーム、カフェテラスなど開放的なつくりとする。 夜はいつそう美しく、散策が楽しめる街にするため、ショーウィンドや歩行者向けの照明など光の演出を図る。 にぎわいを演出するためアクセントとなる色を用いる場合は、調和に配慮しながら効果的に配置する。
その他の基準	オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> 建物の内外をつなぐオープンスペースの役割を向上させるため、オープンカフェやイベント、植栽の演出など積極的な魅力の創出に努める。 宮城野通の主要な交差点に面しては、印象的な街角を演出するため、街角広場や角地を意識したデザインの建物などにより交差点の個性の創出を図る。 宮城野通を軸とした周辺道路の界限性を結びつけ、街の回遊性を高めるため、建物や敷地の通り抜け、街角の演出など歩きやすさに配慮した空間づくりに努める。 寺の境内は、歴史・自然環境の保全に配慮し、街のセミパブリックスペースとして多様な利用方法に努める。 街を訪れた人をあたたかく迎えるため、手作り感のある店先のディスプレイやベンチ、植栽等を工夫する。 段差の解消、舗装素材の選択、手すり、休息場所の設置等、高齢者をはじめ誰にもやさしいきめ細やかな配慮を行う。 身近に触れる舗装や建具等は温もりを感じる素材を使用するように努める。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 人々を楽しませる四季折々の花木による空間の演出を工夫する。 寺町とのつながりや調和に配慮し、地域の歴史にちなんだ植栽を進める。 建物の屋上や壁面についても景観を演出する植栽を工夫し、また雨水の浸透性を高めるなど、地域環境の循環と生態系に配慮する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の案内表示も多国語表記や絵文字の併用など誰にでも分かりやすいものとする。また、地域の歴史を発信するギャラリーや案内板などの設置に努める。 窓面を使用する広告物は原則禁止とする。ただし、街のにぎわいを創出するものや、季節感を表現する仮設のものは可能とする。 屋外広告物に該当しない壁面装飾やネオンなども景観形成に配慮したデザインにする。 歩道の安全性のため、車の出入り口はやむを得ない場合を除き、宮城野通側に設けない。 自動販売機は宮城野通に面して設置する場合や、寺院と隣接して設置する場合は周辺との調和に配慮する。

出典：「宮城野通景観形成地区及び宮城野通公告物モデル地区の指定について」（平成17年10月5日 仙台市）

<http://www.city.sendai.jp/toshi/keikan/miyagino/index.html>

② 屋外広告物条例

広告物が無秩序に氾濫すると、街の景観を損なうなど、時には市民に思わぬ危害をおよぼすこともあるため、屋外広告物が適正に掲出されるよう、平成元年に「屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物のルールを定めている。

a. 宮城野通広告物モデル地区

この条例に基づき、図 3.2-35に示すように、平成 17 年 10 月 1 日に宮城野通地区（仙台駅東口から仙台サンプラザまでの宮城野通と駅前広場に面する街区）が「宮城野通広告物モデル地区」に指定されている。

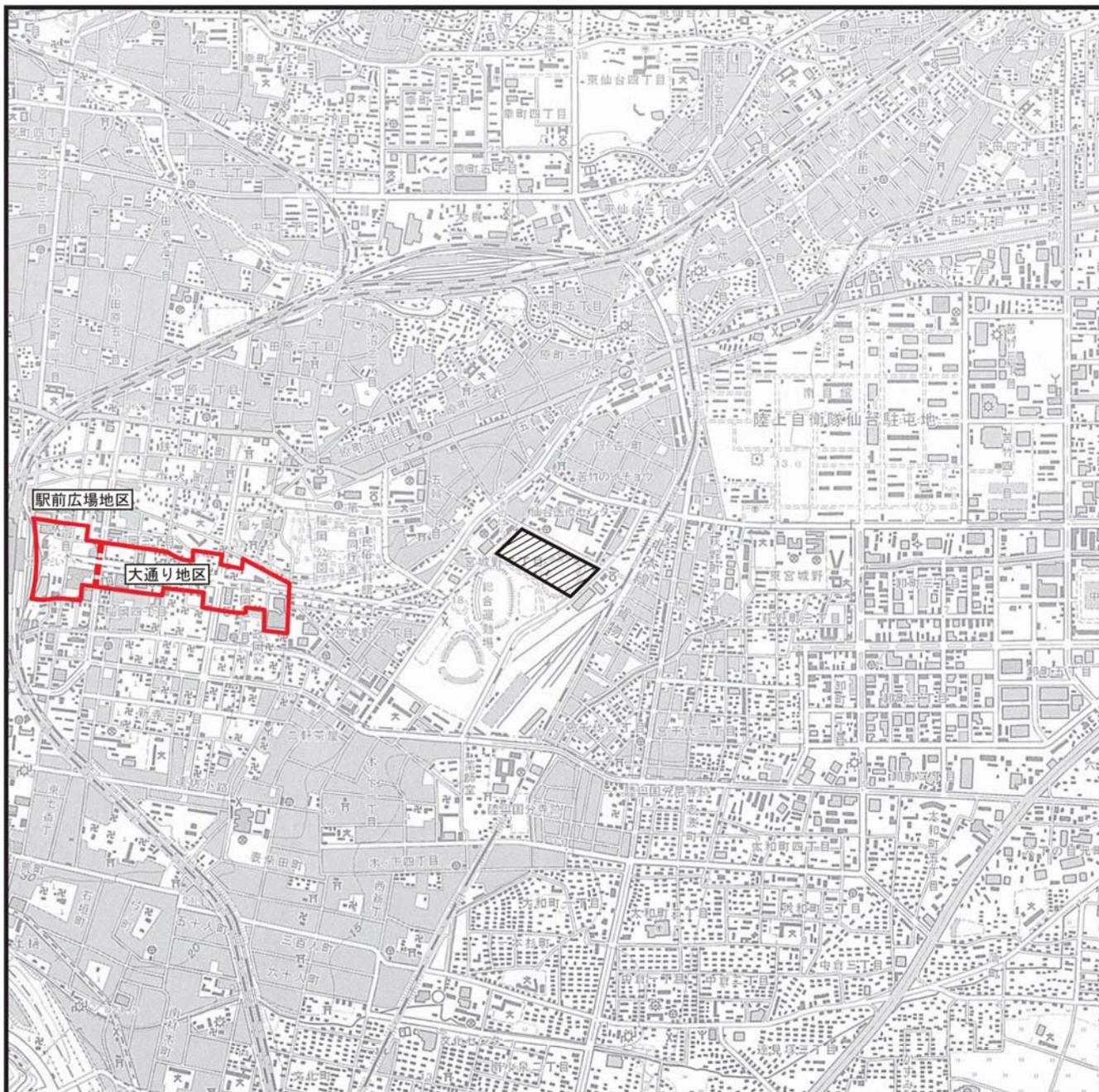
広告物モデル地区内においては、屋外広告物の表示を行おうとする場合、屋外広告物条例に基づく許可の基準に加えて、表 3.2-79に示す広告物美観維持基準が適用される。また、許可を要しない屋外広告物については、届出が必要になる。

表 3.2-79 広告物美観維持基準

項目		基準
共通事項	集約化	・ 集約化を図り、最低限必要な種類、面積、数量となるよう配慮する。
	意匠・形態	・ 壁面を利用する広告物は、建物と一体的なデザインとするよう工夫する。 ・ 建物の低層部では、街の楽しさを演出するため、さりげない飾り看板やアクセントカラーを用いて、店の個性が感じられる広告物を積極的に掲出する。
	広告幕 (フラッグ)	・ 街路灯に掲出するフラッグについては、街のにぎわいの創出や各種イベントを支援することを目的とし、地域のまちづくりに資する統一感のあるものとする。
駅前広場地区の基準	意匠・形態	・ 一つの建物・敷地に複数の広告物を設置する場合は、できるかぎり色彩や形態をそろえ、互いの調和に配慮する。また、刺激の強い配色は避ける。 ・ 写真やグラフィック、文字等をバランス良く配置し、すっきりと洗練されたデザインとなるよう工夫する。
	屋上広告物	・ 屋上広告物は壁面やペントハウスと位置をそろえるなど、建物と一体的に見えるように工夫する。
大通り地区の基準	提出可能な広告物	・ 提出できる広告物は自己用のものに限る。 ただし、まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で、期間を限定して提出するものはこの限りではない。
	屋上広告物	・ 屋上広告物およびペントハウスに設置する広告物は原則として禁止する。 ただし、独立文字等デザインに配慮したものはこの限りではない。
	営業内容を示す広告物	・ 事業若しくは営業の内容を示す広告物は、2階以下の部分に集約して設置する。
	独立固定広告物	・ 独立固定広告物は、集合化して設置し、地盤面からの高さは10m以下とする。
	意匠・形態	・ 絵柄に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。 ・ 寺院に隣接する場所では、歴史的な雰囲気と調和する落ち着いた色彩を用いるよう配慮する。

出典：「宮城野通景観形成地区及び宮城野通広告物モデル地区の指定について」（平成 17 年 10 月 5 日 仙台市）

<http://www.city.sendai.jp/toshi/keikan/miyagino/index.html>



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 景観形成地区及び広告物モデル地区
-  : 広告物モデル地区内美観維持基準地区境界

出典:「宮城野通景観形成地区(平成17年10月)」
 「宮城野通広告物モデル地区(平成17年10月)」
<http://www.city.sendai.jp/toshi/keikan/miyagino/index.html>

図 3.2-35 景観形成地区
 広告物モデル地区



S=1:25,000
 0 250 500 1000m

(2) 行政計画・方針等

ア. 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

① 仙台市総合計画

仙台市総合計画の”基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示してある。”基本構想”では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』であるために、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

”基本構想”を実現するための”基本計画”では、計画期間である平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間を「新たな都市のシステム確立に向けた変革の期間」と位置づけ、表3.2-80に示すように目指すべき都市像を実現するために重点政策を設定している。

表 3.2-80 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・地域と共に育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・共生・健康社会づくり ・子育て応援社会づくり ・安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進 ・機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の飛躍と競争力の強化 ・東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・新たな都市軸の形成と活用

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成23年3月 仙台市）

分野別計画では、表 3.2-81に示すように「学びの都・共生の都の実現をめざす」（3分野 30 基本的施策）、「潤いの都・活力の都の実現をめざす」（3分野 23 基本的施策）ごとに基本的施策が体系づけられている。

表 3.2-81 分野別計画

学びの都・共生の都の実現をめざす		潤いの都・活力の都の実現をめざす	
1. 学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり	<p>学びの資源を生かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信 ・多様な学びの拠点の充実 ・学びを楽しむことのできる環境整備 ・大学等と連携したまちづくり ・若者の力を生かしたまちづくり <p>子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きる力を育む学校教育の充実 ・子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実 ・子どもたちの成長を応援する地域づくり <p>文化芸術やスポーツを生かした都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の創造性を生かす文化芸術の振興 ・市民の健やかさを生み出すスポーツの振興 	1. 自然と調和し持続可能な環境都市づくり	<p>低炭素・資源循環都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素都市づくり ・資源循環都市づくり ・良好で快適な環境を守り創る都市づくり <p>自然と共生する都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保全 ・緑と水のネットワークの形成 ・身近で魅力的な公園の整備 ・風格ある景観の形成
2. 健康で安全に安心して暮らすことができるまちづくり	<p>心身ともに健康な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進 ・医療・救急体制の充実 <p>災害に強い都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い都市構造の形成 ・災害への対応力の強化 ・地域の連携による防災力の向上 <p>安全・安心な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な生活基盤の整備・管理 ・地域の安全対策の充実 ・暮らしの安全の確保 	2. 魅力的で暮らしやすい都市づくり	<p>機能集約型市街地づくりと地域再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実 ・拠点の機能の強化・充実 ・都市構造の基軸となる都市軸の形成 ・良好な市街地の形成と郊外区域等の再生 <p>公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築 ・便利で安全な交通環境の構築 ・都市活動を支える道路ネットワークの構築
3. 共に生き自立できる社会づくり	<p>誰もが共に生き自己実現できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとにやさしい都市環境の構築 ・男女共同参画社会の形成 ・外国人が暮らしやすい社会の形成 <p>安心して子どもを生み育てることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気に育つ環境づくり ・安心して子育てができる社会づくり ・子どもと子育て家庭を応援する地域づくり <p>高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいを持ち社会参加することができるまちづくり ・健康で活力に満ちた生活を送ることができるまちづくり ・介護サービス基盤の整備と支え合う地域づくり <p>障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立した地域生活を送ることができるまちづくり ・安心して暮らすことができるまちづくり ・生きがいや働きがいの持てるまちづくり 	3. 成熟社会にふさわしい魅力・活力づくり	<p>都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人をひきつける仙台ブランドの創造 ・広域交流機能の充実 ・世界につながる都市づくり ・東北各地域との連携の強化 <p>暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大 ・付加価値の高い産業の振興 ・情報通信技術を生かした活力づくり ・中心部・地域商店街の活力づくり ・多面的機能を有する農林業の活性化

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年 3 月 仙台市）

② 仙台市都市計画マスタープラン—都市計画に関する基本的な方針—

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項）並びに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第 6 条の 2）に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は、本方針に基づいて行うものとしている。

本方針の計画期間は、仙台市基本構想に掲げた、21 世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせ、平成 24 年度から平成 32 年度までとされている。

21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は、表 3.2-82 に示すとおりであり、東北の発展を支え先導する役割を担い、国内外と広く交流・連携することにより都市の活力の向上を図るとともに、「杜の都」仙台の自然と調和する都市の個性と豊かさの向上によって、市民一人ひとりの暮らしを充実させることをめざすものである。

表 3.2-83、及び図 3.2-36 に示す土地利用の基本方針では、計画地が該当する「市街地ゾーン・鉄道沿線区域」の基本方針として、「豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する」、また、「鉄道を中心とする交通利便性を活かして生活機能の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図る」こととされている。

また、表 3.2-84 に示す都市づくりの基本的な方向においては、良好な市街地の形成が掲げられており、1) 鉄道沿線地区に暮らしを支える都市機能の充実、2) 工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積、3) 大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用、4) 住み替えしやすい環境の構築、を図ることとされている。

表 3.2-82 都市づくりの目標像

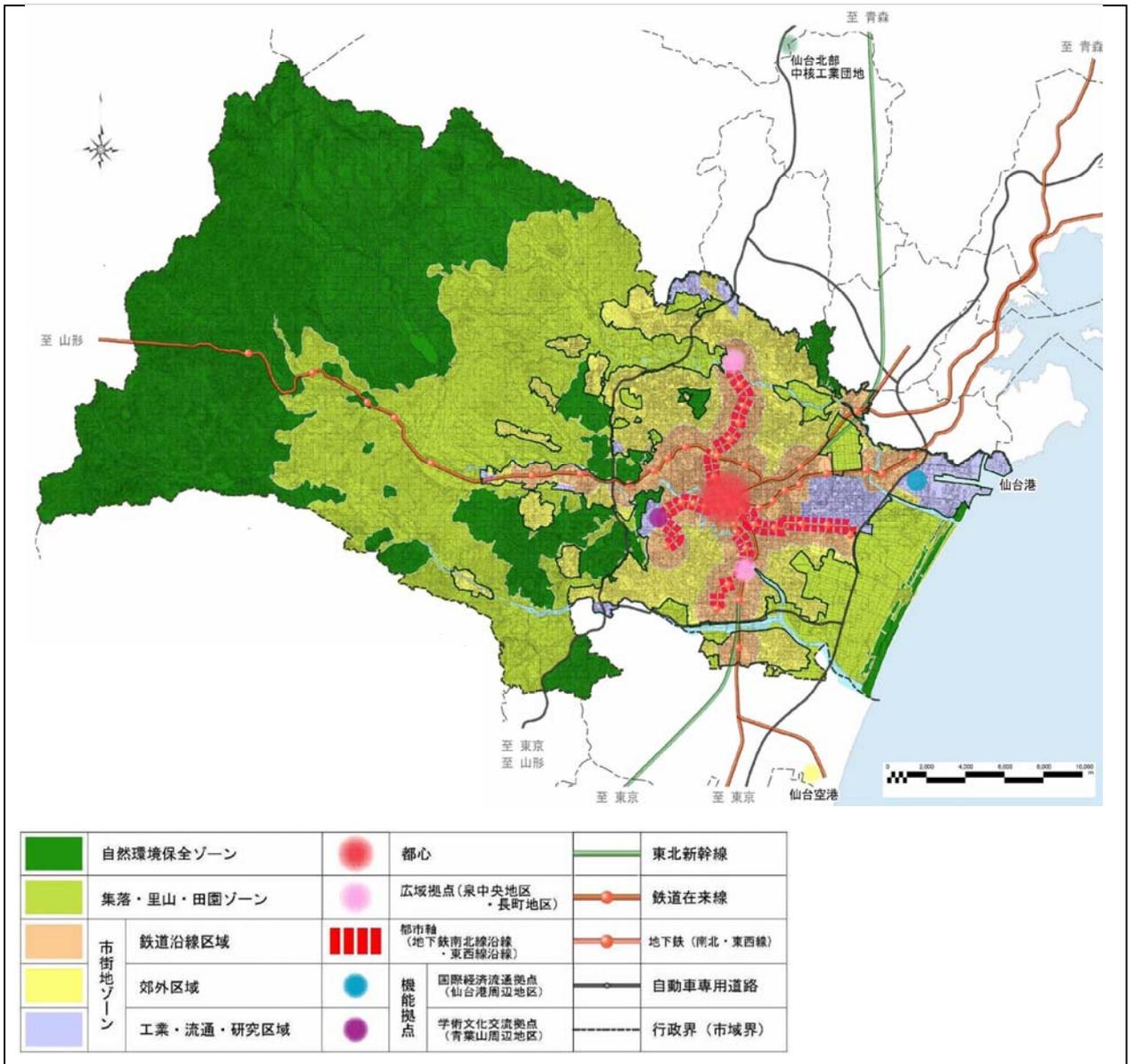
21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像	
目 標 像	杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 ～活力を高め豊かさを享受できる魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域の特性を最大限活かし、地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地を形成します。 そして、豊かな自然と多様な生態系と豊かな自然環境に調和した、機能集約型都市を未来につないでいきます。 ○ 世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。 また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。 ○ 「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。 ○ 「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめざします。 ○ 多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。 また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

表 3.2-83 土地利用の基本方針

都市空間構成の基本方針	
<p>○奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山，河川の豊かな水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため，法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに，魅力ある「杜の都」を創造していきます。</p> <p>○社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し，持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指すため，市街地の拡大は抑制することを基本とし，土地利用と交通施策の一体的推進と，暮らしに関連する施策の連携により，都心，拠点，都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し，さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって，「機能集約型市街地再生と地域再生」の都市づくりを進めます。</p>	
土地利用の基本方針	
自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり，本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう，自然環境を保全するとともに，被災した東部地域の自然環境を再生する
集落・里山・田園ゾーン	自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら，農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。 土地利用の転換は，公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。 里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり，保全に努めるとともに，森林などの持続的な利活用，環境と調和した農林業の振興などを推進する。 田園地域は，水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに，被災した東部地域においては，生産基盤の強化などによる農地の再生と，被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。
市街地ゾーン	市街地ゾーンについては，「鉄道沿線区域」，「工業・流通・研究区域」，「郊外区域」の3つに区分し，それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。 豊かな都市環境や歴史的・文化的資産，風格のある都市景観などを活かし，環境負荷にも配慮しながら，魅力的で活力のある市街地空間を形成する。
鉄道沿線区域	鉄道を中心とする交通利便性を活かして生活機能の充実を図るとともに，居住機能の一層の集積を図ります。
工業・流通・研究区域	交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに，居住機能を一層集積する。 また，被災した方の安全な住まいの確保に向けて，鉄道沿線区域への移転を推進する。
郊外区域	市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や，生活に必要な地域交通の確保など，良好な生活環境の形成を図る。 特に，地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については，土地利用，住宅，交通，福祉など様々な分野の連携を図りながら，市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。 また，丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。
都心，拠点，都市軸形成の方針	
都心	東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し，商業・業務機能，国際交流機能，文化・芸術機能，居住機能など多様な機能と，利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう，都心機能を強化・拡充する。 また，都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら，東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。
拠点	都心との機能分担や連携を図りながら，広域拠点及び機能拠点を次のように配置する。
広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し，都市圏の活動を支え，生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」，青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し，都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
都市軸	東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を，十字字型の「都市軸」と位置づけ，駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。 また，被災した方の安全な住まいの確保に向けて，「都市軸」への移転を推進する。
東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては，西部の学術研究機能と，中心部の商業・業務機能，東部の産業機能など，多様な都市機能の集積と連携を図り，本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては，都心や広域拠点との連携を強化しながら，地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）



出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）

図 3.2-36 土地利用方針図

表 3.2-84 都市づくりの基本的な方向

○土地利用に関する基本的な方向		自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります
方針	1. 都心の機能強化・拡充	1) 多様な都市機能の集積・高度化 2) 都市基盤の整備と市街地環境の改善 3) 都心交通環境の改善・強化 4) 緑あふれる風格のある都心空間の創出 5) 魅力や利便性を活かした都心居住の推進
	2. 拠点の機能強化・充実	1) 広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 2) 機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
	3. 都市構造の基軸となる都市軸の形成	1) 地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を活かした都市機能の集積・連携 2) 南北線沿線に都心との連携を強化する都市機能の集積・更新 3) 都市軸沿線居住の推進
	4. 良好な市街地の形成	1) 鉄道沿線地区に暮らしを支える都市機能の充実 2) 工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 3) 大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 4) 住み替えしやすい環境の構築
	5. 郊外区域の地域再生	1) 暮らしを支える都市機能の維持・改善 2) 生活に必要な地域交通の確保 3) さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	6. 自然環境の保全・継承	1) 豊かな自然環境や水環境の保全・継承 2) 集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 3) 多様な生態系の保全と水源の涵養 4) 東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生
○交通に関する基本的な方向		公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります
方針	7. 鉄道を中心とした総合交通体系の構築	1) 地下鉄東西線の整備 2) 既存鉄道の強化 3) 鉄道と連携したバス路線網への再編 4) 交通結節機能の強化 5) 都市活動を支える幹線道路網の構築 6) 広域交通基盤の防災機能の強化
	8. 便利で快適な交通環境の構築	1) 乗り継ぎ利便性の向上 2) 利用しやすい運賃やサービスの導入 3) 交通施設のバリアフリー化の推進
	9. 環境にやさしい交通手段への転換	1) 過度な自動車利用から公共交通利用への転換 2) 自転車利用の推進 3) 公共交通などの適正な利用の推進
○防災・環境に関する基本的な方向		災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります
方針	10. 災害に強く安全で安心な都市空間の形成	1) 都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 2) 公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 3) 高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 4) 防犯に配慮した都市環境の構築 5) 多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 6) 丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
	11. エネルギー負荷の少ない都市空間の形成	1) 建築物などの省エネルギー性能の向上 2) 地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 3) 自然の働きを活かした都市空間の形成 4) エコモデルタウンの構築
○緑・景観に関する基本的な方向		都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります
方針	12. 緑豊で潤いのある都市空間の形成	1) 緑と水による潤いのある都市空間の形成 2) 市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 3) 自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	13. 風格ある都市景観の形成	1) 「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 2) 魅力的な街並みの形成 3) 歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
○市民協働に関する基本的な方向		きめ細やかな街づくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります
方針	14. きめ細やかなまちづくりへの総合的な支援	1) 地域特性に応じたきめ細やかな対応 2) 地域住民のまちづくり活動の支援強化 3) 地域住民との情報共有
	15. 市民力の拡大と新しい市民協働の推進	1) 市民参画の機会の拡充 2) まちづくり主体の交流と連携の推進 3) 市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 4) 復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

③ 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

「杜の都環境プラン」は、「仙台市環境基本条例」(平成 8 年 3 月 仙台市条例第 3 号)に基づき、平成 23 年 3 月に改訂され、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものである。

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする「杜の都環境プラン」では、おおむね 21 世紀中葉を展望した環境面から目指すべき都市像（環境都市像）と、環境都市像を具現化するため 4 つの分野別の環境都市像が設定され、それら都市像の実現を目指していくとされている。表 3.2-85 に環境都市像を示す。

表 3.2-85 環境都市像

環境都市像	
<p>「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台</p> <p>— 杜の恵みを未来につなぎ、「^わ環」「^わ輪」「^わ和」の暮らしを楽しむまちへ—</p>	
分野別の環境都市像	
	<p>「低炭素都市」仙台 まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭やビルなどに太陽光発電システムなどの再生可能なエネルギー利用が普及し、省エネルギー性能の高い設備を備えた長寿命で高品質な建物が普及し、エネルギー効率の高い都市となっている。 ・地下鉄の整備やバス路線網の再編などにより、自動車に過度に依存しない交通体系が構築され、また電気自動車などの次世代自動車の普及が進み、まちの空気が澄んでいる。 ・森林や緑が二酸化炭素の吸収・固定に力を発揮している。森林資源は建物の素材や製品、エネルギー源として地域の中で持続的に有効利用されている。 など
	<p>「資源循環都市」仙台 資源や物が大切に、また循環的に活用されている都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の生活で、ごみの発生抑制の取り組みが徹底され、環境配慮商品やリサイクル品の利用などが生活の中に定着している。 ・事業活動では、ごみになるものは作らない、売らないという考え方が浸透し、製造、流通、販売などの各段階で資源が有効に活用されている。 ・生ごみは堆肥として花壇や野菜づくりに活用されるなど、地域での資源循環の取り組みが進んでいる。 など
	<p>「自然共生都市」仙台 自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> ・山から海までの自然や生態系が保全され、自然とのふれあいの機会が豊富にある。自然との交流の中から、杜の都の自然への感性や生態系への認識がはぐくまれている。 ・市街地に緑があふれ、水辺で楽しめる空間がある。ビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりや自然再生により、森林や田園と市街地とが結ばれ、生物が身近なところでも見られるようになっている。 ・森林や農地などの緑が守られ、資源の利活用や市民の参加・交流が盛んになっている。緑はバイオマス資源としても都市の中で持続的に有効利用されている。 など
	<p>「快適環境都市」仙台 市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水質などは現在の良好な状態をさらに上回る水準を保ち、安全・安心で快適な高い生活の質を支えている。 ・すがすがしい空気、心安らぐ鳥のさえずり、清涼でおいしい水など、高い質の環境を市民が五感で感じることができる。 ・歴史的・文化的な環境を大切にする価値観が浸透するとともに、それらの環境が保全・再生され、身近にふれあうことができる。 ・青葉山から眺める市街地とその奥に広がる太平洋、地域の人に愛されるまち並み、憩いと交流の場となる空間など、多様な環境の質を感じることができる。 など

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「杜の都環境プラン」では、表 3.2-86及び図 3.2-37に示すように、都市構造や都市空間、経済・産業、社会のあり方の視点から持続可能な環境都市の将来イメージが描かれている。本計画地は市街地に該当する。

表 3.2-86 都市の将来イメージ

都市全体の将来イメージ	<p>山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢、市域のおよそ6割を占める豊かな森林と、広瀬川、名取川、七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され、自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた、自然と共生した都市が構築された状態になっています。また、集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに、市街地の緑は厚みを増し、遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど、「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じ取ることができる姿となっています。</p>						
地区別の将来イメージ	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="169 667 312 696">市街地の姿</td> <td data-bbox="220 701 1399 987"> <p>鉄道を機軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。</p> <p>また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。</p> <p>いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴のある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 992 312 1021">郊外部の姿</td> <td data-bbox="220 1025 1399 1216"> <p>豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。</p> <p>また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1220 485 1249">市街地と郊外部のつながり</td> <td data-bbox="220 1254 1399 1433"> <p>自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。</p> <p>また、生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ、生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに、市街地の緑地にも、より多くの鳥や昆虫が見られるようになっています。</p> </td> </tr> </table>	市街地の姿	<p>鉄道を機軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。</p> <p>また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。</p> <p>いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴のある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。</p>	郊外部の姿	<p>豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。</p> <p>また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。</p>	市街地と郊外部のつながり	<p>自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。</p> <p>また、生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ、生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに、市街地の緑地にも、より多くの鳥や昆虫が見られるようになっています。</p>
市街地の姿	<p>鉄道を機軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。</p> <p>また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。</p> <p>いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴のある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。</p>						
郊外部の姿	<p>豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。</p> <p>また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。</p>						
市街地と郊外部のつながり	<p>自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。</p> <p>また、生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ、生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに、市街地の緑地にも、より多くの鳥や昆虫が見られるようになっています。</p>						

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成23年3月 仙台市）



出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）

図 3.2-37 都市全体の将来イメージ

環境都市像を実現するために、表 3.2-87に示すように、「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の分野別に対応する施策が設定されている。また、これらの分野に共通する「仕組みづくり」、「人づくり」などについて、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として別に施策分野を設定し、施策の実現を図ることとされている。

表 3.2-87 環境施策の展開の方向

1. 低炭素都市づくり	目標	■平成 32 年度(2020 年度)における市域の温室効果ガスの総排出量を平成 17 年度(2005 年度)比で 25%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・エネルギー効率の高い交通システムをつくる ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
2. 資源循環都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度(2020 年度)におけるごみの総量を平成 21 年度(2009 年度)比で 10%以上削減し 330,000t以下とします。 ■平成 32 年度(2020 年度)におけるリサイクル率を 40%以上とします。 ■平成 32 年度(2020 年度)における燃やすごみの総量を平成 21 年度(2009 年度)比で 16%以上削減し 267,000t以下とします。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
3. 自然共生都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度(2020 年度)におけるみどりの総量(指標:緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。 ■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。 ■身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
4. 快適環境都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態に保持します。 ■平成 32 年度(2020 年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	■平成 32 年度(2020 年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常に行っている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「杜の都環境プラン」では、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ、「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域ごとの基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項など基本的な指針が示されている。

計画地が位置する市街地地域の指針は、表 3.2-88に示すとおりである。

表 3.2-88 土地利用における環境配慮の指針

市街地地域	基本的考え方
	<p>都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地の計画的な形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図ります。開発が前提となった地域ではありますが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないように留意しなければなりません。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要です。</p>
	環境配慮の指針
	<ol style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性の向上、外壁・舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。 (3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 (4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。 (5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりに努める。 (6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるように努める。 (7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善により、雨水の有効利用に努める。 (8) 健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が五感で感じる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）

また、「杜の都環境プラン」においては、開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため、表 3.2-89に示すように企画段階、計画段階、実施段階の各段階における配慮すべき指針が示されている。

表 3.2-89 開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 植生自然度の高い地域や希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 (2) 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 (3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 (4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 (5) コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適性かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 (7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	基本的考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下の掲げよう手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 (2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 (3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 (4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 (5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 (6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 (7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 (8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 (9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 (10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 (11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 (12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるように努める。
実施段階以降	基本的考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 (2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 (3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 (4) 緑地等の適切な維持管理を行う。 (5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）

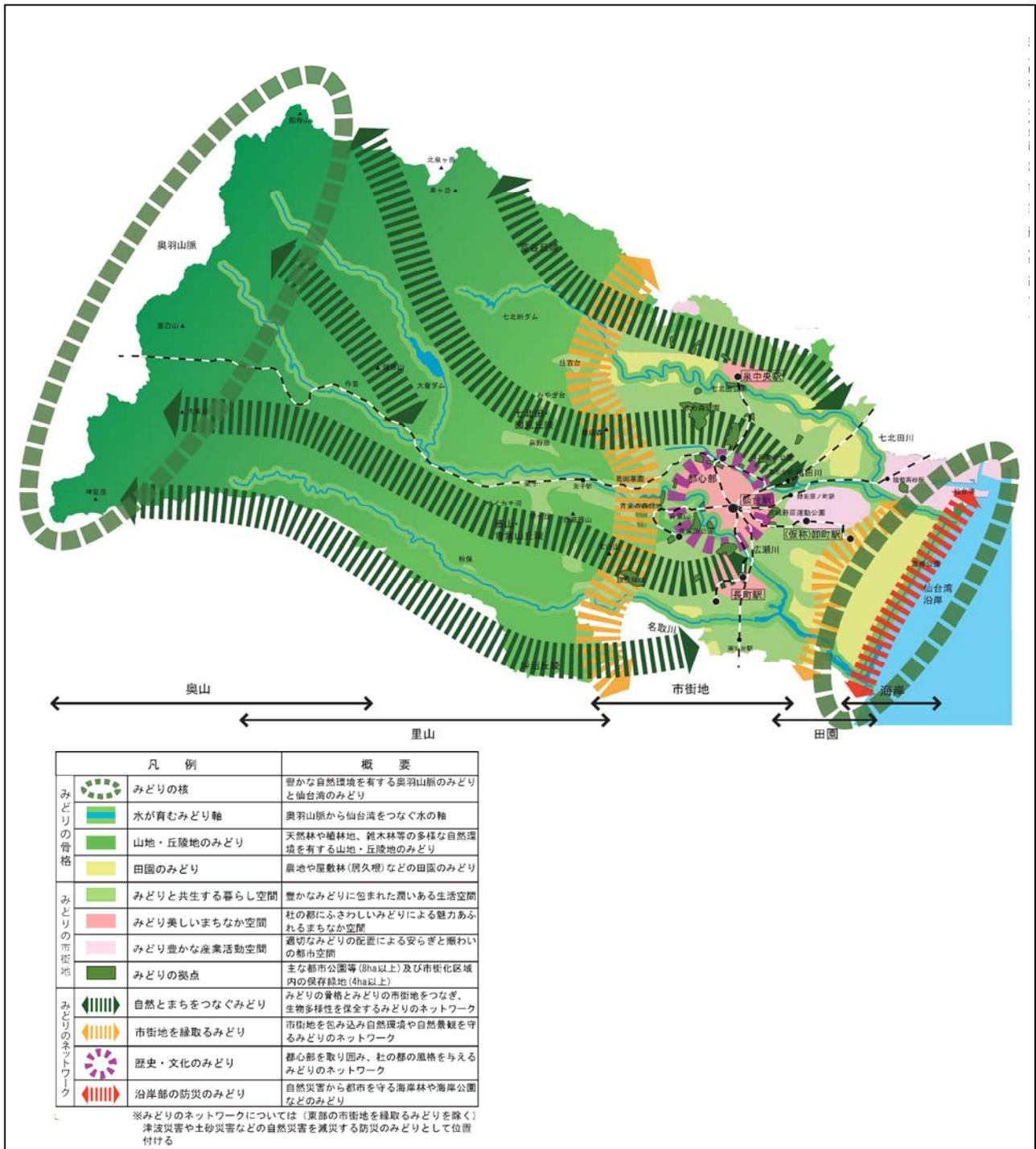
④ 仙台市みどりの基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって、方針を示すものである。

前計画である「仙台グリーンプラン 21(仙台市緑の基本計画)」の策定から 10 年以上経過し、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応するため、これまでの施策を見直し、平成 24 年 7 月に新しい「仙台市みどりの基本計画」が策定された。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育むことで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこととし、基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とされている。

基本理念に示す「百年の杜」の将来像は、図 3.2-38に示すとおりである。みどり豊かな奥羽山脈と田園・海岸を、丘陵地や河川のみどりでつなぎ、「みどりの骨格」を充実させ、自然環境保全や景観形成、防災などのみどりの機能を向上させるため、「市街地を縁取るみどり」、「防災のみどり」、「歴史・文化のみどり」などの「みどりのネットワーク」を形成させるものである。住宅地や商業地では「みどりの市街地」をつくり、特に都心部では歴史的・文化的資源を生かしながら、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を目指すこととしている。



出典：「仙台のみどりの基本計画」(平成 24 年 7 月 仙台市)

図 3.2-38 「百年の杜」の将来像

基本理念の「百年の杜」を実現するため、表 3.2-90に示すとおり、みどりの質（機能）に着目した5つの基本方針と、それらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されており、生活環境の向上として、民間施設の緑化推進があげられている。

表 3.2-90 基本方針と重点プロジェクト

基本方針	施策体系	百年の杜づくりプロジェクト
1 安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します	①自然災害から市民の安全を守るみどりを育む i) 自然災害を軽減するみどりの保全・再生 ii) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実 iii) 震災を教訓としたみどりの防災体制の確立	1 みどりによる津波防災プロジェクト 東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。
2 自然環境の保全・再生 奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます	①都市を支えるみどりの骨格を守り、育む i) 奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生 ii) 名取川、広瀬川、七北田川の保全 iii) 農用地やため池の保全・再生 iv) 市街地を縁取るみどりの保全 ②都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む i) 市街地の樹林地の保全 ii) 生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実 iii) 生物多様性に配慮した緑化の推進 iv) 生命を育むみどりのネットワークの形成 ③都市のみどりを循環させる i) みどりの有効活用 ii) 環境負荷の小さい資材の活用	2 みどりの骨格充実プロジェクト 適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。
3 生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます	①市民ニーズに対応した多様な公園をつくる i) 都市公園の整備推進 ii) 市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進 iii) 公園緑地の管理運営の充実 ②快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす i) 公共施設の緑化推進 ii) 民間施設の緑化推進 iii) 住宅地の緑化推進	3 街のみどり充実プロジェクト 公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。 4 魅力ある公園づくりプロジェクト 市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。
4 仙台らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります	①杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる i) みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり ii) 広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり iii) 風格ある杜の都の景観づくり ②歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる i) 歴史・文化資源と調和するみどりの充実 ii) 杜の都の原風景を残す屋敷林（居久根）、社寺林の保全と活用 iii) 歴史を刻む名木、古木などの保存と活用	5 みどりの地域資源活用プロジェクト 歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林（居久根）・社寺林等を保全・活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を広く発信します。 6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト 中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。
5 市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します。	①みどりを守り、育む活動を支える i) 緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進 ii) 公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進 iii) みどりの団体やみどりの人材の育成 iv) みどりのまちづくりの推進体制の強化 ②みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める i) みどりのイベントの充実と開催支援 ii) みどりの広報活動の充実 iii) みどりの顕彰制度の充実 iv) みどりと人とのふれあいの場の充実	7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。

出典：「仙台すみどりの基本計画」（平成24年7月 仙台市）

⑤ 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案(平成 23 年 1 月)

杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）で掲げる低炭素都市の構築に向け、総合的な施策展開、実効的な計画の推進を図るべく、次期「仙台市地球温暖化対策推進計画」が検討されており、平成 23 年 1 月に新たな仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案が提示された。

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする次期仙台市地球温暖化対策推進計画では、杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。表 3.2-91 に中間案の概要を示す。

なお、「仙台市地球温暖化対策推進計画」は平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、計画の前提となる状況が大きく変化しており、特に国のエネルギー政策が根本から見直される可能性が高く、改定を見合わせざるを得ない状況となっている。仙台市では、既に計画決定された「杜の都環境プラン」などで示された低炭素化に関する方向性と、これまで計画改定で議論されてきた方向性と大きく異なるところはなく、国の温暖化対策が明らかになり次第、震災からの復旧・復興の視点も加え、改定作業を再開するものとしている。

表 3.2-91 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案の概要

温室効果ガスの削減目標	2020(平成 32)年度における市域の温室効果ガスの総排出量を 2005(平成17)年度比で 25%以上削減 ※長期的には 2050(平成 62)年度に 80%削減を視野	
施策体系	1. 杜の都の資産を十分に生かしながら、低炭素の面からまちの構造・配置を最適化する <ul style="list-style-type: none"> ・都心、地域拠点、駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置 ・自然を生かし、エネルギー利用が最適化された地域の形成 ・杜の都の緑の資源の確保 ・気候変動によりリスクを軽減するまちづくり ・適正な配置や構造の誘導 	
	2. 集約型市街地形成を支える、低炭素型の交通システムをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道軸を骨格とする公共交通体系の構築 ・環境負荷の少ない交通手段の確保と利用促進 	
	3. 未来につなぎ、未来をつくる低炭素技術の賢い選択を促し、普及を図る <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器の普及・利用促進 ・再生可能エネルギーの利用拡大 ・建築物の省エネ化 ・フロン類等の排出削減の徹底 	
	4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める <ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進、焼却処理量の削減 ・廃棄物処理における温室効果ガスの削減 	
	5. 先人に学び、行動する人を育て、無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 ・低炭素な技術・産業の育成 	
5つの重点プロジェクト	1. 低炭素面からの公共交通利用加速化プロジェクト 2. ビジネス省エネ・グリーン化プロジェクト 3. 杜の恵み循環プロジェクト 4. 地産地消型エネルギー(再生可能エネルギー)のあふれるまちづくりプロジェクト 5. 市民・地域でつなぐ光と水と緑のプロジェクト	
行動の指針	市民・事業者	自然の持つ循環の「環(わ)」, 人との「輪(わ)」, 人と自然との「和(わ)」を尊重することで、心豊かに、生活の質の高さも実感しながら実践できるものを取り上げ、これらの中から意識やライフスタイルに応じて、できるかぎり取り組む
	民間団体等	地球温暖化対策に関する協働事業の企画立案や実施、様々な主体が集う場でのネットワークづくりやその中心となって活動を推進
	仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の模範となる率先した取り組み→新・仙台環境行動計画により推進 ・低炭素化の視点からのまちづくり ・必要な知識や行動などの多様な学びの創出 ・低炭素都市づくりに取り組む様々な主体間の総合調整
計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等が自ら行う活動の推進、市民等との協働による計画の進行管理 ・庁内の横断的連携 ・国・県等との連携による推進 ・計画の内容に応じた適切な評価 ・中間見直し ・市民、事業者等が一体となって支える枠組みづくり(例えば基金など)の検討 ・実効性ある取り組み推進のための条例の制定の検討 	

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案」(平成 23 年 1 月 仙台市)

⑥ ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ（Bio-Tope 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間）の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や、技術的指針をガイドラインとしてまとめられたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 3.2-92に示すとおりである。

表 3.2-92 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

番号	ビオトープ保全・復元・創造の基本方針	
(1)	市街地において積極的にビオトープを復元・創造する	市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。 市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
(2)	地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。 特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。 また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。
(3)	人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える	市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。 また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保する等、適切な棲み分けに配慮する。
(4)	特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する	生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。 特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響(二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等)にも配慮する。

出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(平成 10 年 5 月 仙台市)

⑦ 仙台市「杜の都」景観計画（杜の都の風土を育む景観づくり）

「仙台市景観基本計画」（平成 9 年 3 月 仙台市）は、「杜の都の風土を育む景観条例」（平成 7 年 3 月 仙台市）第 6 条の景観基本計画として、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための景観形成の基本的な方向を明らかにしたものである。

平成 16 年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成 21 年 3 月 17 日、景観法に基づく仙台市「杜の都」景観計画を策定し、7 月 1 日より施行されている。

a. 景観重点区域

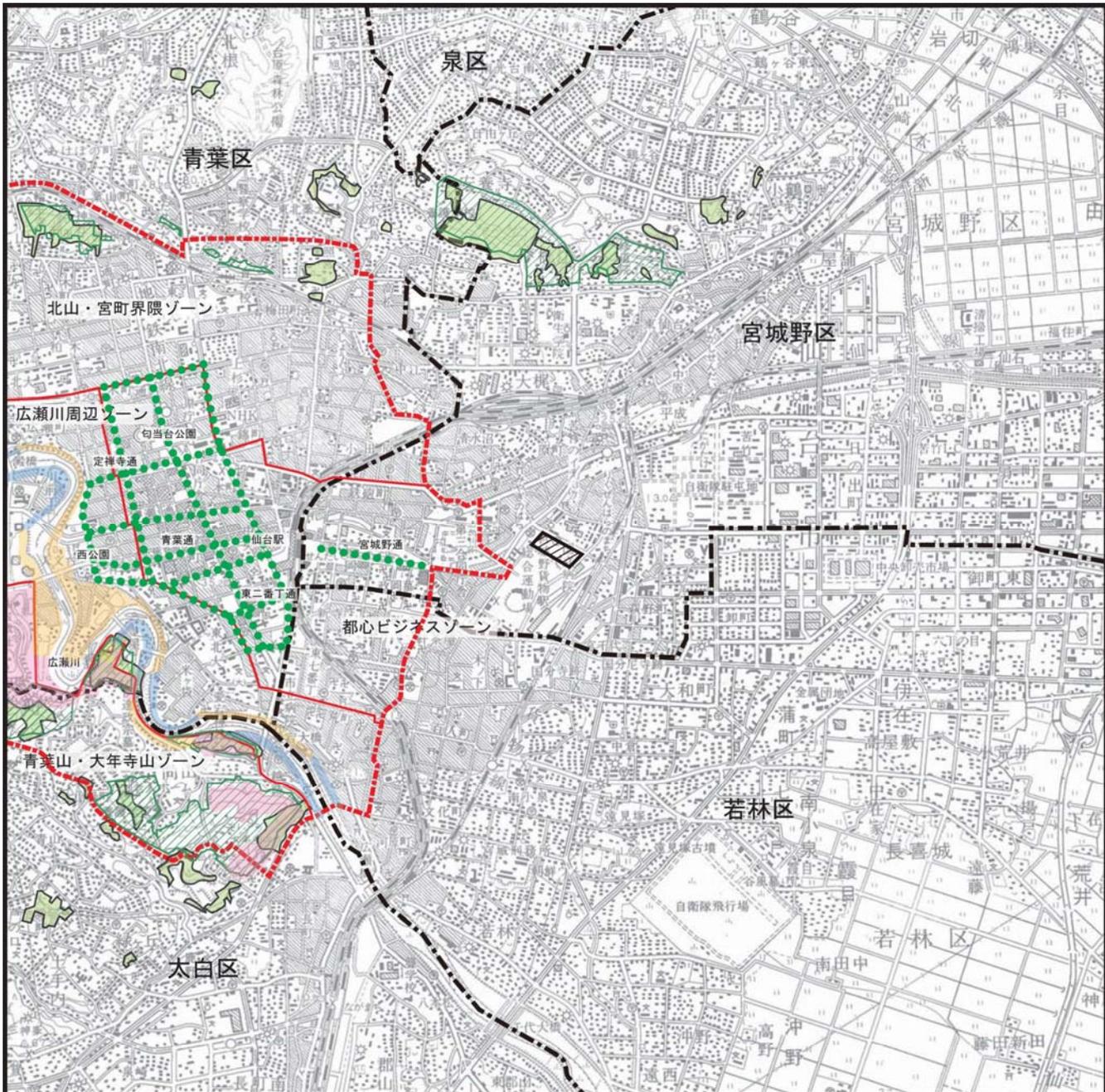
都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。計画地は、景観計画区域内の市街地景観「沿線市街地ゾーン」に位置している。「沿線市街地ゾーン」は「地下鉄や JR などの南北・東西交通軸上の沿線市街地では、居住や商業用途等が複合し、利便性の高い都市空間として中高層建築による都市景観が形成されつつある」とされている。

なお、景観形成のきめ細かな一層の推進を図るため「景観計画区域」内に「景観重点区域」を設定し、さらにその区域の中で、表 3.2-93 及び図 3.2-39 に示すように、景観特性に応じた 4 つのゾーンごとに景観方針を定めている。

表 3.2-93 景観特性とゾーン設定

景観特性	地域ゾーン	概要
段丘景	広瀬川周辺ゾーン	蛇行し流れる広瀬川沿いの河岸段丘の地域で、河川・自然崖等の自然緑地と段丘上の市街地からなるゾーン
丘陵景	青葉山・大年寺山ゾーン	青葉山から大年寺山に連なる丘陵地域で、市街地から広瀬川越しに見通せる自然樹林と丘陵市街地からなるゾーン
樹林景	北山・宮町界限ゾーン	北山等の社寺林・屋敷木・風致林の緑に囲まれた地域で、社寺や街道・屋敷町等の歴史的な市街地からなるゾーン
並木景・都心景	都心ビジネスゾーン	仙台駅を中心とする都心地域で、仙台及び東北地域の中心となる商業・業務市街地からなるゾーン

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 21 年 7 月 仙台市）



凡例

- | | |
|--|---|
|  : 対象事業計画地 |  : 第一種環境保全区域 |
|  : 区境界線 |  : 第二種環境保全区域 |
|  : 景観重点区域 |  : 保存緑地 |
|  : ゾーン境界 |  : 風致地区 |
|  : 特別環境保全区域 |  : 並木景 |

出典:「広瀬川の清流を守る条例」(仙台市)
<http://www.city.sendai.jp/kensetsu/100forest/hirosegawa/page05/page05.html>
 「仙台市都市計画総括図」(平成24年10月 仙台市)
 「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)

図 3.2-39 景観重点区域における
ゾーン区分



S=1:50,000
 0 500 1000 2000m

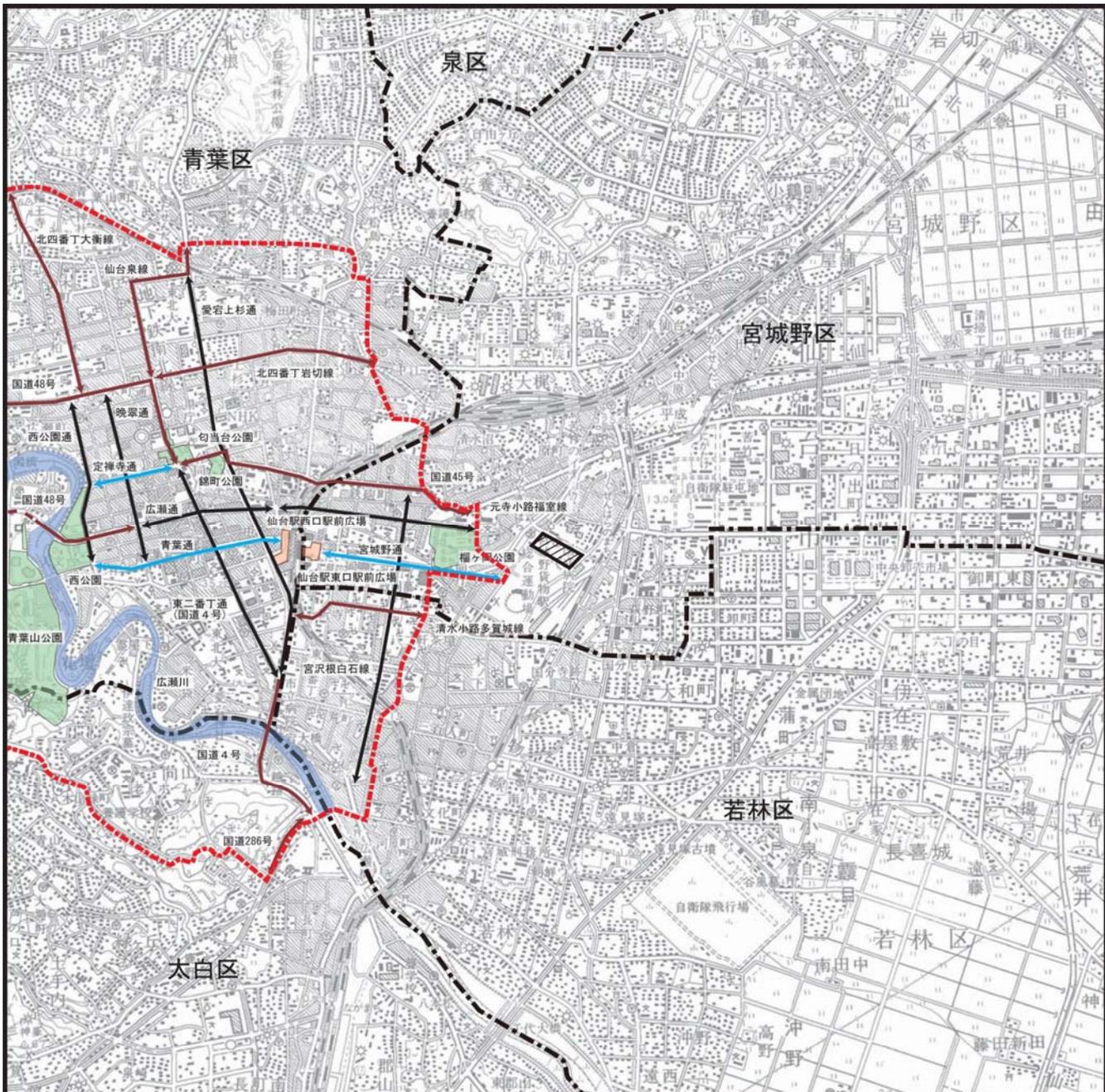
b. 景観重要公共施設

良好な景観形成を進めるにあたっては、公共施設の先導的な役割が必要であることから、図 3.2-40、表 3.2-94に示すように、景観重点区域における河川、公園、道路、駅前広場等を中心とする施設を「景観重要公共施設」として指定し、良好な景観形成に取り組むこととしている。

表 3.2-94 景観重要公共施設

名称	現況	整備に関する事項
広瀬川	仙台の母なる川として、青葉山と都心市街地との間を縫うように流れ、市街地で自然を感じることでできる貴重な空間として、市民が親しむ河川環境となっている。	都市と自然との結び付きを感じる空間として、市民がふれあい楽しめる親水空間等の整備を図る。
青葉山公園・西公園	広瀬川に隣接する公園として、緑豊かな広がりある空間を市民に提供し、仙台城の歴史保全と国際交流・市民交流等の場として活用されている。	中心市街地における緑のネットワークとの連続性を持たせ、地下鉄東西線の整備に伴う市民や観光客等の利用を増進する公園整備を進める。
勾当台公園・錦町公園・榴岡公園	オープンスペースを持つ緑の空間として、中心部における貴重な交流の場として活用されている。	緑の回廊に接する緑の拠点として、安全安心な憩いの場・交流の場を創出する特徴的な公園景観を形成する。
青葉通・定禅寺通・宮城野通	杜の都を代表する目抜き通として、沿道の街並みとの調和を目指す良好な景観形成に向けた先進的な取り組みを行っている。	緑の回廊を構成する仙台のシンボルロードとして、ケヤキ並木の配置と育成環境の改善を図り、潤いと賑わいのある風格ある街並み景観の形成を推進する。
東二番丁町通・広瀬通・晩翠通・愛宕上杉通・西公園通・元寺小路福室線・宮沢根白石線	都心のビジネス街を貫く通りとして、沿道の建築物の開発とともに新たな景観形成が進みつつある。	緑の回廊を構成する都心の通りとして、良好な道路空間の整備を進め、緑とのコントラストを活かした街並みの景観形成を図る。
国道4号・45号・48号・286号・北四番丁大衡線・仙台泉線・北四番丁岩切線・清水小路多賀城線	周辺部から景観重点区域へ出入りする主要な幹線道路として、広く活用されている。	都心部へのアクセスルートとして、杜の都をイメージするゲートウェイの景観形成を図る。
仙台駅西口・東口駅前広場	市内外の人々が集まる仙台の玄関口であり、広域的な交通の結節点として、仙台駅舎やその周辺建築物等とともに景観形成が行われている。	仙台の玄関口として、街並みと調和し、歩行者に優しい機能を持つ、賑わいと潤いのある広場景観を形成する。

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年7月 仙台市）



凡例

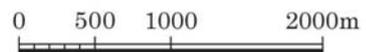
-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 景観重点区域
-  : 通り
-  : 河川(景観重点区域内)
-  : 公園(景観重点区域内)
-  : 広場(景観重点区域内)

出典:「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)

図 3.2-40 景観重要公共施設



S=1:50,000



c. 広告物景観地域

屋外広告物条例においては、景観計画に定める「景観重点区域」と同じ区域を図 3.2-41に示すように「広告物景観地域」に指定している。

広告物景観地域については、表 3.2-95に示した具体的な基準を示した「広告物設置基準」、及び表 3.2-96に示したより望ましい基準としての「広告物誘導基準」が定められている。

表 3.2-95 広告物設置基準（都心ビジネスゾーン）

項目			基準	
都心 ビジネス ゾーン	ゾーン 全域	屋上広告物	種類	・地上から45m以上の高さに設置する広告物は自己用、管理用のみとする。
		壁面広告物	面積	・地上45m以上の高さに設置する広告物は1面40㎡以内とする。
		屋上広告物	形態・意匠	・広告面の向きは建築物の壁面にそろえる。
	仙台 駅周 辺西 口	屋上広告物	高さ	・地上から当該広告物の最下端までの距離の3分の1以内の高さとする。
壁面広告物		形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・4階以上の壁面には、1壁面につき壁面広告物、突出し広告物(袖看板)どちらか一つの種別とする。ただし、集約して設置する場合は、壁面広告物、突出し広告物(袖看板)それぞれ1箇所ずつを可能とする。 ・道路に面しない4階以上の側壁面に表示する広告物はビル名称のみとする。 ・4階以上の窓面に貼付けて表示しない。 	

仙台駅周辺西口：仙台市青葉区中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目のうち、以下の道路の区域内の土地、指定道路に接する土地及び屋外広告物を指定道路に面して設置するための敷地として使用される土地。

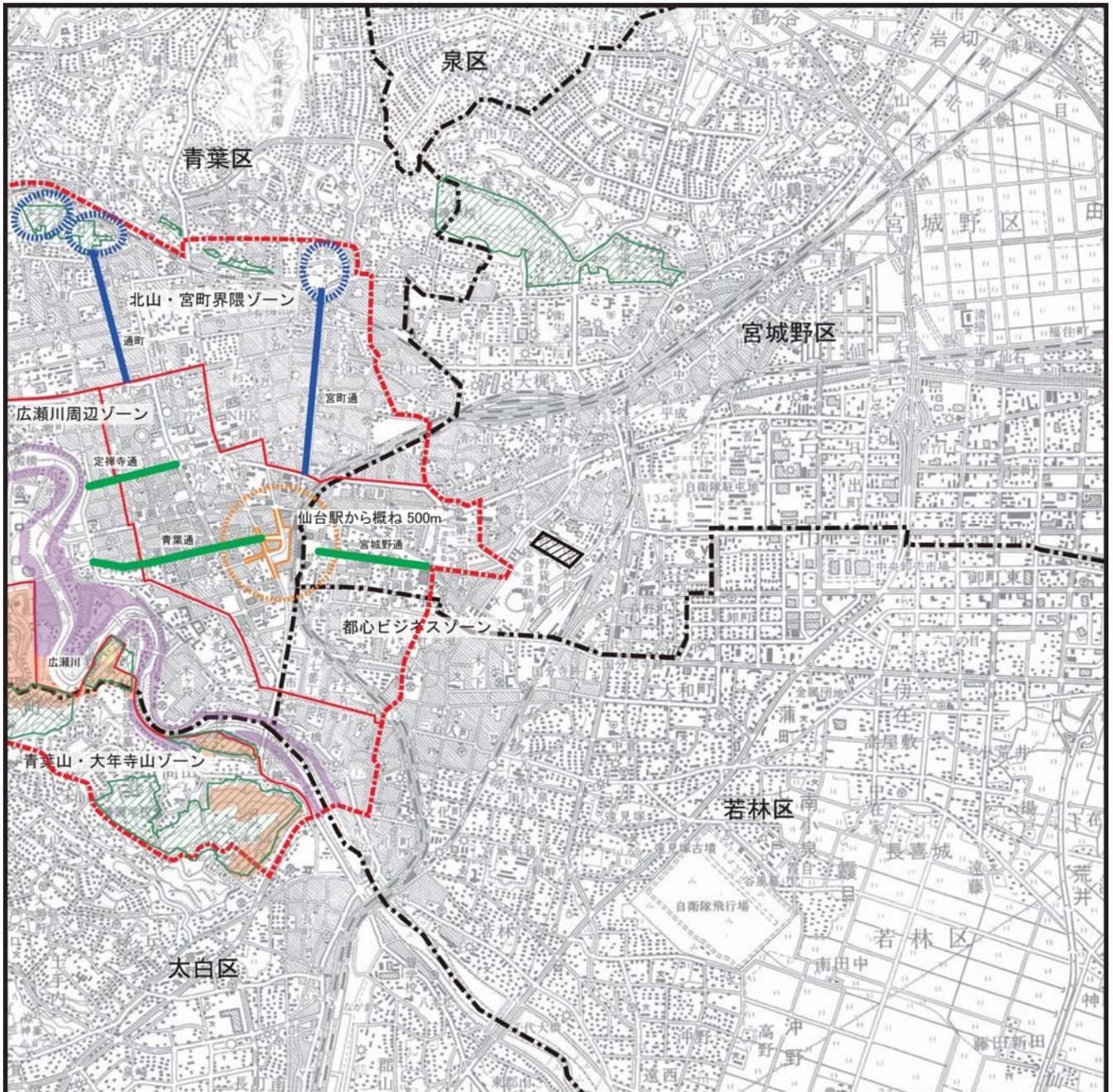
路線名	指定する区間
市道駅前通線	仙台駅を始点とした市道広瀬通1号線との交点までの区間
市道愛宕上杉通2号線	市道中央通線との交点から市道柳町通1号線との交点までの区間
市道南町通1号線	仙台駅を始点とした市道東四番丁線との交点までの区間
市道青葉通線	仙台駅を始点とした市道東四番丁線との交点までの区間

出典：「仙台市屋外広告物条例（仙台市告示第266号）」（平成21年7月1日 台市）

表 3.2-96 広告物誘導基準

区域	基準
<p>広告物景観地域全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠は、建築物と調和し、文字や写真・グラフィック等のバランスよい配置による、すっきりと洗練されたデザインとする。 ・色彩は、極端に鮮やかな色や蛍光色は使用せず、広告物のベース色は、建築物外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑えた色彩とする。 ・一つの建物に複数設置する場合は、形態・色彩を揃える等、互いの調和に配慮する。
<p>仙台駅周辺 (仙台駅から概ね 500m の範囲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉通と東五番丁の交差点から仙台駅舎越しに見える屋上広告物については、仙台駅舎名より過大なものとししない。 ・屋上広告物は、新幹線ホームやペデストリアンデッキから見て、建物規模や街並みのスカイラインに合う配置とし、文字だけが派手に強調されない形態意匠とする。 ・壁面広告物は、ペデストリアンデッキの床面より上部では、ビル名・店舗名等の自己用及びイベント・ニュース・商品等を可動表示する案内用のみとする。自己用は最低限の数量とし、案内用は1壁面当たり1ヶ所とし、壁材・窓割り・ショーウィンド等の建物外観と調和するデザインとする。 ・懸垂幕は位置を揃え集約的に配置し、窓面には窓貼広告物を設置せず、位置を揃えショーウィンドに見立てた室内からの広告表示のみを可能とする。
<p>市道青葉通線(仙台駅周辺西口の区域は除く)・市道定禅寺通線・市道宮城野通線の沿線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告物は、ビル名等の自己用とし、建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。 ・壁面広告物は、低層階(3階以下)に集約し、配置を揃え、建物外壁と調和するデザインとする。

出典：「仙台市屋外広告物条例(仙台市告示第266号)」(平成21年7月1日 台市)



凡例

- : 対象事業計画地
- : 環境保全地域(禁止地域)
- : 仙台駅周辺西口
- : 区境界線
- : 風致地区(禁止地域)
- : 広告物景観地域
- : 社寺周辺
- : ゾーン境界
- : 歴史的通り
- : 特別環境保全地域(禁止区域)
- : 青葉通,定禅寺通,宮城野通

出典:「広瀬川の清流を守る条例」(仙台市)
<http://www.city.sendai.jp/kensetsu/100forest/hirosegawa/page05/page05.html>
 「仙台市都市計画総括図」(平成24年10月 仙台市)
 「仙台市屋外広告物条例のしおり」(平成24年2月 仙台市)

図 3.2-41 広告物景観地域



S=1:50,000
 0 500 1000 2000m

